

# 札幌市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・学校に児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者への教育相談はもとより、児童生徒への関わり方等について教職員へ助言するなど、学校における教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・全ての市立学校に配置。
- ・中学校、中等教育学校、高等学校については、週1回程度の勤務。
- ・小学校においては、月1回程度の勤務。
- ・特別支援学校においては、4校で週1回の勤務とし、学校の状況に応じて対応。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

- ・配置人数 … 99名（スーパーバイザー5名を含む）

小学校	: 202校
中学校	: 97校
中等教育学校	: 1校
高等学校	: 8校
特別支援学校	: 4校

#### ・資格

#### （1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者又はあった者。

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者、②大学又は短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上従事した経験を有する者、③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象にした相談業務について、1年以上の経験を有する者。

#### ・勤務形態について

小学校	202校	年間	57時間	（月1日・1回5時間程度）
中学校	97校	年間	280時間	（週1日・1回8時間程度）
中等教育学校	1校	年間	280時間	（週1日・1回8時間程度）
高等学校	8校	年間	280時間	（週1日・1回8時間程度）
特別支援学校	4校	年間	420時間	（4校で年間420時間）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

- ①スクールカウンセラー連絡協議会（年2回）
- ②スーパーバイザーによるグループ研修（選択制：年4回程度参加）
- ③スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ（適宜）

### (3) 研修内容

#### ①スクールカウンセラー連絡協議会

- |     |         |   |
|-----|---------|---|
| 第1回 | (説明)    | SCの基本的事項について  |
|     | (研修)    | 札幌市子ども発達支援総合センターについて  |
|     | (講演)    | 性同一性障がいの理解について  |
|     | (協議)    | 学校への積極的なかかわりについて<br>〔・心理教育に係る取組                      ・校内研修に係る取組〕  |
| 第2回 | (説明)    | これからのSC活用事業について   |
|     | (説明)    | 自傷行為等への対応について   |
|     | (研修・協議) | 児童生徒の組織的な支援について<br>〔・校内体制について                      ・関係機関との連携について〕 |

#### ②スーパーバイザーによるグループ研修

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 夏 季 | ・グループスーパーヴィジョン（事例検討）    |
|     | ・実践交流（学校におけるアセスメント）     |
|     | ・校内研修と心理教育の実践交流         |
|     | ・高校SC（ピア・スーパーヴィジョン）     |
|     | ・外部講師による研修（WISC）        |
|     | ・大規模校SC                 |
| 冬 季 | ・校内研修・心理教育の交流           |
|     | ・グループスーパーヴィジョン（事例検討）    |
|     | ・緊急支援事案の実践交流            |
|     | ・学校臨床アセスメントの実践事例        |
|     | ・WISC-IVの解釈と活用について      |
|     | ・自傷行為等事例の実践交流           |
|     | ・外部連携（要保護児童関連）についての実践交流 |

#### ③スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ

- ・スクールカウンセラーが抱える困難事案について個別に相談・指導

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・「性同一性障がいの理解について」の講義では、性同一性障がいの概念についての紹介及び学校における性同一性障がいの状況調査や治療・対応の基本についての説明を行い、きめ細やかな対応をするためにも効果的であった。
- ・グループ研修は、スクールカウンセラーのニーズに合わせた研修になり、効果的であった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 : 5名設置 (各スクールカウンセラーを担当するスーパーバイザーを設置)
- 活用方法 : ①スクールカウンセラーのスーパーバイズ  
②緊急対応事案に係る緊急派遣

### (6) 課題

- ・年2回のスクールカウンセラー連絡協議会は平日開催のため、他の業務等の関係で参加できない者が出てしまう。午前・午後の二部制にするなど、少しでも日程調整ができるような工夫をする必要がある。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】子どもの安全を図るための活用事例 ( ④ )

<相談により虐待が発覚した事例>

- ・問題行動を繰り返す児童とスクールカウンセラーが面談する中で、当該児童から母親の暴力について訴えがあった。家に帰りたがらないのも、母親からの暴力が背景にあるとのことであり、助けてほしいとのことであった。スクールカウンセラーからは、この話を学校に伝える必要があることを確認した。
- ・学校が暴力を受けた状況について当該児童から聴き取ったところ、暴力を振るうのは母親であり、父親は暴力のことを知らないとのこと。体にアザやたばこの押しつけ痕があることを確認した。
- ・学校から父親に連絡し、当該児童の訴えについて説明した。父親の話では、就学前に母親の暴力により児童相談所の保護履歴があるとのこと。
- ・父親の了承を得て、学校から児童相談所に通告。当該児童は一時保護された。その後、当該児童は父方祖母宅で生活することとなった。

### 【事例2】中学校進学に伴う児童の不安を取り除くための活用事例 ( ⑭, ⑯ )

- ・札幌市教育委員会では、一人のスクールカウンセラーが、中学校1校とその中学校区内に含まれる小学校を担当するケースが多い。
- ・当該小学校では、中学校進学に向けた取組として、6年生児童が中学校を訪問し、授業見学のほか、中学校教員から中学校生活についての説明を受け、中学校生活における心配事などについて直接質問する機会を設けている。
- ・スクールカウンセラーは、中学進学を控えた6年生の3学期に、担任教諭とともにストレスマネジメントについての授業を行い、トラブルの解決方法や友人関係や親子関係の構築について助言した。
- ・併せて、自身が今年度は進学先の中学校を担当していたことも知らせ、子どもが安心して中学校に進学できるように配慮した。

### 【事例3】中学校でのいじめ解消のための活用事例 ( ② )

- ・学級担任がAの手首に何度も切りつけたような傷跡があることに気付いた。学級担任はAが一人で行動する場面をしばしば見るようになっていたこともあり、Aと面談し事情を聞いた。しかし、Aは困っていることはないと言い、何も相談しなかった。
- ・Aが本心を話さないことや自傷行為と思われる傷跡があることから、スクールカウンセラーを加えて生徒指導委員会で対策等について話し合いをもった。

- ・スクールカウンセラーは、Aとのカウンセリングの中で、仲が良かったBとの関係が上手くいっていないことや、嫌なことから逃れたくて気が付いたら自傷行為を行っていたことを聞いた。
- ・学級担任がBと面談し、Bからの嫌がらせの事実確認ができたところで、生徒指導委員会にスクールカウンセラーも参加し具体的な対応について話し合った。生徒指導委員会で情報の共有化を行い、共通理解を図りながら対応した。
- ・Bには、スクールカウンセラーのアドバイスを基に学級担任からAの心情を伝え、Aに対して謝罪する気持ちをもたせるとともに、いじめはどんな理由があっても許されないことを理解させた。
- ・スクールカウンセラーが中心となりAの心のケアを行いながら、保護者のサポートもすることで、Aの学校での心身の状態も安定するようになった。
- ・スクールカウンセラーが廊下等でBにも声掛けすることで、Bの表情も和らぎ、Aとの関係も自然になった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラーの有効活用が図られたこと
  - ・子どもや保護者との日常的な相談やカウンセリング
  - ・子どもの対応等について、教員との日常的な情報交流
  - ・学級訪問や授業参観、学校行事への参加を通じた、児童生徒理解
  - ・校内研修会での講義やPTAを対象とした講演会
- ・教員のカウンセリングについての理解が深まり、一人一人の子どものとらえ方が幅広く豊かになったこと
- ・児童生徒や保護者については、相談を受けようという意識が高まったこと
- ・相談を受けることで、不登校傾向の児童生徒が学級に入れるようになったこと

### (2) 今後の課題

- ・複雑化・多様化する子どもの悩みや問題等に対して、専門性をもった者が子どもの実情に応じた相談を行うことが有効であることから、今後、SCの有効活用や資質向上をいかに図るか、また、有資格者の人材確保、相談時間数の拡充が当面の課題である。
- ・暴力行為やいじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題の低年齢化やこのような問題行動を長期化・深刻化させないために、早期からの対応が必要であるため、小学校における相談時間数を拡充することが喫緊の課題であり、早急に体制を整備する必要がある。現在、小学校においてはほぼ月1回5時間程度の配置時間となっており、不安や悩みを抱えた際に、相談したい時に相談できない状況である。また、児童や保護者がスクールカウンセラーと顔を合わせる機会も限定され、児童や保護者との信頼関係に基づく相談が実施困難である。
- ・教員や保護者が早期に専門的な相談ができる相談体制を充実する必要性がある一方で、相談の質を向上させるために必要な情報共有の時間の十分な確保に課題がある。
- ・自殺予防教育を前提とした未然防止の教育プログラムへの取組を充実する。

# 仙台市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為など内面のストレスや不満が原因と思われる問題行動の未然防止を図るとともに、発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒への対応、課題の早期発見、早期解決のために、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校へ配置する。

教育相談等に関する専門的な知識・経験を有する人材（臨床心理士等）をスクールカウンセラーとして、市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、及び特別支援学校に配置することにより、児童・生徒及びその保護者を対象とした教育相談、教職員への助言を行う。あわせて、スクールカウンセラーの資質向上を図るための研修会や、その活用に係る調査研究を実施する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

東日本大震災で甚大な被害を受けた被災対象校への配置日数の拡充を最優先にしている。被災した児童生徒の心のケアを行うために、児童生徒の心のケア、教職員・保護者への助言や援助を行い、児童生徒の心の安定と回復の支援をねらいとしている。

また、中学校入学後の不適応による「中1ギャップ」対策、特に当市の不登校出現率が全国と比較して高い数値となっているため、中学校へのスクールカウンセラーの配置日数を手厚くしている。さらには同一中学校区内の小学校の児童及びその保護者を対象とする教育相談も受け入れるよう配慮している。

小学校への配置においては、近年学校対応と発達障害に係る相談が増加しており、学校規模と地域性を考慮し配置日数を工夫している。

採用に関しては、県の臨床心理士会の協力を得ながら、スクールカウンセラーの人材確保を図っている。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置人数

小学校	: 89 校	中学校	: 63 校（分教室1）
中等教育学校	: 1 校	高等学校	: 4 校 5 課程
中等教育学校	: 1 校	特別支援学校	: 1 校

#### ※資格

##### （1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 46 人      ②精神科医 0 人      ③大学教授等 0 人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 12 人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 17 人

③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0 人

#### ※勤務形態

単独校 15 中学校	(週1日・1回7時間, 週1.5日・1回7時間, 週2日・1回7時間)
8 小学校	(週1日・1回7時間, 週1.5日・1回7時間, 週0.5日・1回7時間)
1 中等教育学校	(週1日・1回7時間)
1 高等学校	(週1日・1回7時間)
1 特別支援学校	(週1日・1回7時間)

拠点校	2 中学校	(週 2 日・1 回 7 時間, 週 1 日・1 回 7 時間, 週 0.5 日・1 回 7 時間)
	6 小学校	(週 1 日・1 回 7 時間, 週 0.5 日・1 回 7 時間)
対象校	46 中学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
	75 小学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
	3 高等学校	(週 1 日・1 回 7 時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラーと担当者, スクールソーシャルワーカー

### (2) 研修回数(頻度)

スクールカウンセラー連絡協議会(年2回), スクールカウンセラー全体研修会(年2回)

新規採用スクールカウンセラー研修(年3回), スクールカウンセラー機関研修(年1回)

スクールカウンセラーグループ研修(年5回), スクールカウンセラー調査研究委員会(年4回)

### (3) 研修内容

- スクールカウンセラーとして必要な知識と技能を身に付け, 資質向上を図る内容。
- スクールカウンセラーとしての使命感や心構えを学ぶとともに, 基礎的な知見を養う内容。
- 専門の相談機関についての理解を深めるとともに, 相談機関との連携の在り方について学ぶ内容。
- 学校の教育相談体制の充実に向け, 取組の現状と課題について調査研究を行う内容。

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 学校教育相談体制の充実に向けた考え方や教育相談に関する知識及びスクールカウンセラーと担当者が果たすべき役割について理解を深める内容。
- 心のケア緊急支援の在り方についてのグループワーク。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置

資格の有無, 実務経験などにより, 市教委がSCAの中から依頼している。現在3名のスーパーバイザーを依頼している。

#### ○活用方法

- ・スクールカウンセラーからの申請に基づき, 困難ケースの対応について, スクールカウンセラーに助言及び支援を行う。
- ・市教委からの依頼を受け, 緊急支援が必要な場合のスクールカウンセラーへの連絡調整及び支援を行う。
- ・市教委からの依頼を受け, 研修会におけるスクールカウンセラーへの助言及び支援を行う。
- ・学校からの依頼を受け, 東日本大震災に係る「心のケア支援チーム」の一員として訪問指導を行う。

### (6) 課題

スクールカウンセラーに準ずる者の割合が年々増えてきており, 臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーの数が十分とは言えない。そのため, 事例を通じた適切なスーパーバイズを受けることが困難な状況にある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】いじめ・不登校問題解決のための活用事例（①②⑤⑧⑩⑪）

本ケースは、発達障害の特性のある生徒の事例である。人前で話すことが苦手な本生徒は、中学入学後に学級に馴染めず、中1の夏休み明けから不登校となった。

本ケースの対応として、スクールカウンセラーと生徒指導推進協力員（相談員）が、担任や学年主任、生徒指導主事、管理職による教育相談のチーム体制に加わった。その中で、スクールカウンセラーは主に保護者の焦燥感を受容し支援する役割を担い、保護者との関係を構築した。担任と相談員が家庭訪問等を地道に行い、本人との面談を実施した。本人の気持ちに寄り添いながら、中2の進級を機に学級編成等の諸配慮を行い、別室での登校を促した。中3になってからは、毎日別室登校ができるようになり、修学旅行にも参加した。進路目標の実現に向け、個別学習に取り組み、高校進学を果たした。

#### 【事例2】小中連携のための活用事例（⑭）

当市では不登校の出現率が全国と比較して高い数値となっており、その対策が喫緊の課題となっている。そこで校種間の円滑な接続に向け、同じ中学校区の教職員が、互いの授業を見学するなどの交流を通して、9年間で育む子ども像の共有を図っている。

こうした小中連携の取組の一環として、夏季休業等を活用し、スクールカウンセラーによる合同研修を実施した学区がある。教職員は、次の校種への円滑な接続をイメージした、発達段階に応じた支援の在り方を学ぶ機会を得た。また、中学校区を単位とした健全育成委員会では、いじめ防止に向けたスクールカウンセラーによる講話を実施した。小中学校における、いじめの認識と対応についての教職員の温度差をなくすとともに、保護者等への啓発に努めた。学校と保護者、地域での顔の見える関係づくりは重要であり、その懸け橋としてスクールカウンセラーを活用した事例である。

#### 【事例3】東日本大震災に係る健康調査の実施のための活用事例（⑯）

震災後、当市では被災支援対象校の全児童生徒を対象に、トラウマ反応等の心身の健康状態を調査している。調査当日、各学級において適切なストレスマネジメントが行われるよう、スクールカウンセラーの勤務日に合わせて調査を実施している。

調査結果に基づき、各校に配置しているスクールカウンセラーが、心配される児童生徒を見立て、教職員に支援方法等を助言している。また、スクールカウンセラーは保護者からの相談や関係機関との連携を適宜行っている。

支援対象校以外にも、市内には沿岸部からの多数の転入児童生徒がおり、スクールカウンセラーが地域社会で孤立傾向にある保護者との相談を担う役割も果たしている。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本市におけるスクールカウンセラーの導入については、平成7年度に始まり、平成13年度にはすべての中学校への配置となった。その後、平成20年度からは、段階的に小学校への配置を進め、現在は震災復興の補助を受け、市内すべての小・中学校にスクールカウンセラーを配置（派遣含む）している。

学校現場では、不登校や発達障害のある児童生徒の対応に加え、いじめや非行など、様々な課題に直面しており、学校や保護者からスクールカウンセラーの専門性へ寄せられる期待は急速に大きくなっている。さらに、本市において策定した「仙台市いじめ防止基本方針」の中で、学校組織へのスクールカウンセラーの位置付けを明確に記したこともあり、スクールカウンセラーの重要性は一層高まっている。

そのため、ここ数年の相談件数は毎年1万5千件前後と高い数値となっている。相談業務以外にも心理教育等を実施しており、その件数は5万件弱となっている。対応人数で見ると、児童生徒が年間約4万人、教職員が約3万人、保護者が約6千人となっている。相談種別としては、不登校・いじめに関するものが増加している。

震災以後の本市の状況であるが、現在も本市以外の被災地からの転入生が、依然として約1,000名にのぼっている。平成27年度から復興公営住宅への入居も本格的に開始されるなど、児童生徒を取り巻く生活環境の変化に伴う、日常ストレスの高まりも危惧される場所である。

そうした中、スクールカウンセラーの活動は、児童生徒や保護者の相談にとどまらず、教員へのコンサルテーションや教育プログラムの実施に当たっての支援など多岐に渡るとともに、学校の教育相談体制にも定着しつつある。

### (2) 今後の課題

当市ではスクールカウンセラーの需要が高いにもかかわらず、その応募者が少なく、各学校の配置日数が十分とは言えない状況にある。そのため、平成27年度は2地域で中学校区を単位とした「拠点校ブロック方式」を試行的に実施し、スクールカウンセラーの配置形態の見直しを図っているところである。

児童生徒のより良い学びのためには、中学校区ごとに9年間を見通して、子どもたちの育ちをケアしていくことは大変重要なことであり、市教委が推進している小中連携の強化を本事業でも図っていくことで、いわゆる中1ギャップの解消につながるものと期待しているところである。

今年度は「拠点校ブロック方式」の実践とその検証を通して成果と課題を洗い出し、スクールカウンセラーの配置形態等、継続的で持続可能な本事業の展開について検討するという考え方に立ち、調査研究を進めている。



# さいたま市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ等の問題の重要性にかんがみ、教職員又は保護者への指導・助言及び児童生徒のカウンセリング等を行い、健全な児童生徒の育成を図るため。

### （2）配置計画上の工夫

- ・小学校勤務のスクールカウンセラーについて、可能な限り近隣の学校に配置することにより、中学校との連携の取りやすさ、地域への理解につながっている。
- ・各校の教育相談部会の実施曜日とスクールカウンセラーの勤務曜日を合わせ、部会に出席できるようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

小学校	: 103校	のうち、配置校39校、派遣校64校
中学校	: 57校	
中等教育学校	: 0校	
高等学校	: 4校	のうち、配置校2校、派遣校2校
特別支援学校	: 2校	のうち、配置校2校、派遣校1校
教育委員会等	: 6箇所	（スクールカウンセラースーパーバイザー）

#### ※資格の記入について

##### （1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者④スクールカウンセリング推進協議会認定に係るガイダンスカウンセラー

①臨床心理士	70人
②精神科医	0人
③大学教授等	0人
④ガイダンスカウンセラー	13人

#### ※勤務形態について

単独校	57中学校	(週1日・1回6時間)
配置校	39小学校	(月1～2日・1回6時間)
	2高等学校	(月2日・1回6時間)
	1特別支援学校	(月2日・1回6時間)
担当校	64小学校	(月1～2日・1回6時間)
	2高等学校	(月2日・1回6時間)
	1特別支援学校	(月2回・1回6時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象                   さいたま市内スクールカウンセラー
- (2) 研修回数（頻度）   年3回
- (3) 研修内容
- ・さいたま市のスクールカウンセラーの業務、事務について・特別支援について
  - ・地域ごと、学校規模ごとの教育相談の現状と課題解決に向けて（協議）
  - ・不登校・ひきこもりへの支援について
  - ・校内支援に生かすアセスメント－WISC－IVを中心に－
- (4) 特に効果のあった研修内容
- ・グループ協議において、そのグループ分けを、5月の研修では地域ごと、10月の研修では学校規模ごとに分けたことで、時期や規模で抱える課題（部会の在り方・担任への伝達と共有方法、教育相談主任との連携の仕方、さわやか相談員との連携の仕方等）を共感、共有でき、効率よく解決策の提示へつなぐことができた。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
- SVの設置    有り
- 活用方法
- ①スクールカウンセラーへの指導・助言。
  - ②緊急対応における、学校の教育相談体制、保護者への指導・助言、児童生徒へのカウンセリング。
  - ③教育相談室の相談に関すること。
- (6) 課題
- ・緊急対応における共通マニュアルの必要性（現在作成中）。
  - ・各学校における教育相談体制への支援の必要性と派遣の仕方。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】発達障害等のための活用事例 (11)

小学校男子生徒の例。児童は日々の授業に落ち着きがなく、集団活動への参加が困難であった。「さわやか相談員」から、スクールカウンセラーが情報を受け、児童観察を行った。児童は、医療機関に通院しており、学校において、友人に対して些細なことで切れて、物にあたるなどがあった。スクールカウンセラーが中心で支援を行うこととなり、両親と面接を行い、生徒の対応について話し合い、助言を行った。母と担任と共に児童の主治医に会い、現在家庭や学校での困りごとを主治医に伝え、対応方法について主治医から指導を受けた。その主治医の意見を参考に児童への対応について、両親と面接を続けている。

また、スクールカウンセラーは、担任に対して、児童の問題行動に対しての声のかけ方や、被害的になりやすい生徒が自信回復できるように、褒める声掛けの工夫などの助言をした。

さらに、学校生活のあらゆる場面で児童を励まし、褒めてもらうよう、教育相談部会で提言をした。

児童は、担任と話ができていたため、児童の悩みや、児童の得意と感じていることなどについて、情報交換を行っている。

#### 【事例2】小中連携 (14)

就学前より療育センターで継続的に相談をしていた児童の例。小学校では、聴覚過敏、不器用等が見られたが、知的に遅れはなく、通常級に在籍していた。

中学校進学にあたり、入学前に小学校と中学校の教職員、療育センター医師でケース会議を実施。中学校のスクールカウンセラーも参加し、情報共有、特性の把握を行い、小中学校の連携を図った。

中学校入学後も生徒は通常級に在籍した。小学校との連携会議の内容を受けて、入学後、スクールカウンセラーは生徒に会い、困ったことがあれば来てほしいと校内のさわやか相談室を案内した。

また、スクールカウンセラーと担任は、小学校で見られた生徒のパニック防止のために、事前に生徒に対してどのように情報を伝えるか、必ず助言と打ち合わせを行っている。

保護者に対して、管理職、学年職員を交えた面談を行い、学校場面・家庭場面での情報交換や生徒への対応の仕方に対しての共通理解を図った。学校行事等で保護者が来校した際には必ずスクールカウンセラーが保護者に声かけを行った。

生徒は、相談室を利用することはなく、通常級でパニックを起こすこともなく学校生活を送っている。

#### 【事例3】教育プログラムのための活用事例 (16)

「いのちの支え合い」を学ぶ授業の実施

児童生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付けることを目標に、小学校5年生～中学校3年生まで、市内の全小中学校で実施し、年間指導計画に位置付けて実施。この授業のゲストティーチャーとして、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラーが講師を務める。

	学年	副題	主な学習内容
小学校	5年生	悩みと上手につき合おう	自分が悩んだときの相談の仕方
	6年生	友達のよい相談相手になろう	友達からの相談ののり方
中学校	1年生	ストレスを上手に発散しよう	ストレスの発散の仕方
	2年生	心だって風邪をひく	自分や友達の深い悩みの対処の仕方や「生きていても仕方がない」という気持ちにどう対処するか
	3年生	自分の将来に自信をもって	進路の悩みの対処の仕方

成果：日常生活において、これらのスキルを児童生徒が実際に活かす場面が多く見られている。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談延べ件数	H26年度	H27年度	比較
小学校（103校）	12841件	22212件	+9371件
中学校（57校）	48550件	48543件	-7件
高等学校（4校）	355件	537件	+182件
特別支援学校（2校）	27件	142件	+115件

- ・小学校におけるスクールカウンセラー配置拡充による小学校での相談体制の充実
- ・スクールカウンセラーの専門性を活かした指導・助言による相談活動の質の向上
- ・校内教育相談部会への参加により、児童生徒に関する情報、支援方法が共有でき、迅速な対応につながった。（活動状況報告書より）

##### <統計方法>

- ・学校ごと（年3回）に、各校ごとに「活動状況報告」を提出。

##### (2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・発達課題におけるスクールカウンセラーの関わり
- ・職務の効率化（勤務時間6時間での業務）

# 千葉市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、不登校を初めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応のために、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たり、関係機関と連携して必要な支援をする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

中学校：全校配置

小学校：○各行政区に1校を拠点校とし、それぞれに1名を配置。（各区の適応指導教室・教育センターが配置場所である。）

各拠点校に配置されたSCが2校の巡回校を担当している。

○統合小学校1校に配置。

配置校、巡回校以外の小学校は、学区中学校配置のスクールカウンセラーが対応する。

※各学校等への配置やスクールカウンセラー等の採用において、どのような工夫をしているかを具体的に記載する。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置人数の記入について

小学校	:	7校
中学校	:	55校
教育委員会等	:	1箇所（千葉市教育委員会 指導課）

#### ※資格の記入について

##### （1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

①②の資格を有している場合は①の資格者として整理する。①③の資格を有している場合は①の資格者として整理する。②③の資格を有している場合は②の資格者として整理する。①②③の資格を有している場合は①の資格者として整理する。

①臨床心理士	37人	（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
②精神科医	0人	
③大学教授等	0人	

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者、②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者、③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業

務について、1年以上の経験を有する者

①②の資格を有している場合は①の資格者として整理する。①③の資格を有している場合は①の資格者として整理する。②③の資格を有している場合は②の資格者として整理する。①②③の資格を有している場合は①の資格者として整理する。

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 6人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

※主な勤務形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

単独校	55中学校	(週2日・1回4時間)	(週1日・1回8時間)
	1小学校	(週1日・1回4時間)	
拠点巡回方式小学校	拠6+巡12小学校	(週1日・1回4時間)	
千葉市教育委員会指導課		(週2日・1回4時間)	

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

千葉市スクールカウンセラー、配置校教頭

### (2) 研修回数（頻度）

年間3回

### (3) 研修内容

活用計画の説明、運営上の諸課題と方策（講演・演習）

### (4) 特に効果のあった研修内容

事例研究（架空事例についての検討・シェアリング）

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置…有

○活用方法……各学校において緊急事態が発生した場合の心のケアの支援

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言

学校における教育相談体制の充実や強化に関する活動

### (6) 課題

スーパーバイザーの活動の様子から、緊急支援やスーパービジョンの回数が増えていることや、スクールソーシャルワーカーの活動も含めて教育相談体制を整えていく必要があるため、スーパーバイザーの人数や配置について検討していく必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】非行改善のための活用事例（⑥）

家族関係が複雑で、家庭の指導力が弱い中学生女子。相談室に来室した際、「ネットで知り合った遠距離の高校生男子と冬休みに泊まりに出かける」ということを“秘密”として、SCに話した。「保護者も知っている」と言う。

SCは、家庭的な支えが不確かであることから、この秘密の内容については、介入的支援が必要と判断し、担任、生徒指導、養護教諭、部活動顧問、管理職などと校内関係者で集まり、情報の共有と対策を練った。SCは、このまま女子との信頼関係を壊さずに、本児の話を傾聴するが、行動化が現実化しているようなら、「大切な話をしてくれてありがとう、でも、この話はとても私だけでは受け止められない。〇〇先生に言うね、一緒に考えてもらおう」と他の大人への情報共有も示していく。別に、部活動顧問が保護者と面識あるため、担任と顧問で保護者と話しあうことにし、改善を図った。

#### 【事例2】心的ストレスを受けた生徒への活用事例（⑦⑨）

高1女子の父親から、「母親が病気で亡くなった」との連絡があった。忌引きが明けしばらくして、この女子は養護教諭に「母親は自死で、私が発見して対応した、だれにも言わないでほしい」と話した。養護教諭はSCとの相談を提案したが拒否した。その後、養護教諭、管理職、担任などとSCで話し合った。SCからは、「自死の発見者の心理状態やストレス反応」について説明し、当面の対応や見守りの仕方について助言した。SCへの相談を急ぐことなく、養護教諭ができるケアについて、また担任や周りの先生方は「母を病死で喪失した」ことへのケアについて心がけることにした。その後、SCとの面談が実現し、女子からは「死」について衝撃を受けたこと、家族間での心理的葛藤、母親の見送りがきちんとなされていないことなどが語られた。現在、PTSDの心配もないため、SCの継続相談で様子を見守っている。

#### 【事例3】教職員との関係改善のための活用事例（①④⑦⑩⑪）

小学校では特別支援学級で過ごしたが、中学校では普通学級に進学したが、入学後すぐに登校できなくなり、まもなくひきこもりになった生徒。担任が保護者をSC相談につなげようとしても、まったくつながらなかった。そこで、SCは、家庭児童相談室や援護課、SSWとの関係者会議を持つことを学校に提案した。会議を持つことで、この家庭や生徒のアセスメントと支援について、いろいろな立場からの情報をもとに検討することができた。SCは、言語表現も社会的スキルも未熟で、自己肯定感がかなり低くなっていると見立て、まず信頼関係作りから始めることが必要と助言した。その後、担任、SSW、家庭児童相談員の家庭訪問を継続し、関係者会議も学期ごとにもち、中学3年になってやっと、SCの相談日に相談室登校するようになった。SCとしては、担任や保護者、本児に対して、この生徒の能力にあった進学をすすめている。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・悩みやストレスを抱えた児童生徒への心のケアとともに、保護者の相談に対応することで、親の子育ての不安や孤立感などが解消された。
- ・校内研修において、対人関係や発達障害に関する研修を行うことで、児童生徒理解が深まり、教職員が適切な対応ができるようになった。
- ・教育センターや医療機関など、外部関係機関との連携がとりやすくなった。
- ・学校の立場を理解した上で、学校とは異なる立場で児童生徒や保護者と接することができるので、両者に適切な支援ができた。
- ・生徒指導部会や教育相談部会に定期的に参加し、情報交換を行うことで、問題の早期発見・早期対応を図ることができた。
- ・いじめ対策会議に参加することで、ケース会議や情報交換など、積極的に職員と連携し、心理の専門家として適切な助言ができた。

### (2) 今後の課題

- ・中学校は全校配置ができているが、小学校の多くや特別支援学校は未配置である。また、中学校においては、勤務時間を増やして欲しいという要望が多い。様々な問題の低年齢化や児童生徒・保護者・教職員への支援の必要性は高まる一方であるため、スクールカウンセラーの配置や派遣の拡充をすすめる必要がある。
- ・スクールカウンセラーの資質や経験に違いがあるため、その資質の向上が必要である。



# 横浜市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等に対して、未然防止、早期発見、早期解決を目的とし、児童生徒や保護者、そして教職員との相談を通して、組織的なチーム支援を円滑に進めるために、「心の専門家」である臨床心理士等を市立学校に配置する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

本市では、小学校で相談したカウンセラーに引き続き中学校でも相談できる、横浜独自の制度である「小中一貫型カウンセラー配置」を推進し、9年間を見通した相談体制を構築している。平成30年度までに「小中一貫型カウンセラー配置」を全中学校141ブロックへ配置する予定である。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

（配置について）

小学校：341校 中学校：146校 高等学校：9校

教育委員会：3箇所（適応指導教室（ハートフルスペース）、相談指導学級（ハートフルルーム）、専門相談）

### 【スクールカウンセラーについて】

（資格）

- ① 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士
- ②精神科医
- ③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者

（配置人数）

①臨床心理士 118人 ②精神科医 0人 ③大学教授等 1人

### 【スクールカウンセラーに準ずる者について】

（資格）

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に1年以上の経験を有する者
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に5年以上の経験を有する者
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に1年以上の経験を有する者

（配置人数）

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 15人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 8人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

（勤務形態について）

146中学校 （週1日 7.5時間 1回）

341小学校 （週1日 4時間程度 1回）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

横浜市全カウンセラーを対象とする。

### (2) 研修回数（頻度）

嘱託員（学校カウンセラー）は年間10回程度実施

非常勤（スクールカウンセラー）は年間5回程度実施

### (3) 研修内容

- ・専門性を高める研修について（精神医学、発達障害、アセスメント等）
- ・横浜市の施策、事業に関する研修について（いじめ対策等）
- ・児童生徒指導上の連携強化に関する研修について（いじめ、関係機関連携、事例検討等）

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・専門家を招請しての研修（ケースのアセスメント、緊急心理支援等）は、実りが多く、カウンセラーの専門性を見直し、高めていくことにつながっている。
- ・関係機関連携の研修（児童相談所、地域療育センター、小児療育センター等）は、カウンセラーとしてのより適切な関わり方、連携の仕方を確認できる機会となっており、実際の業務に成果が活かされている。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有（大学教授等有識者に依頼している）

○活用方法

（教職員への指導・助言）

各学校で生じている児童生徒のいじめ、不登校、集団不適応などの問題の解決に向け、教職員に対し具体的な指導・助言を行うとともに、教職員の問題解決能力の向上を図り、学校における相談機能の充実を図る。

（児童生徒をめぐる事件・事故の事後対応への指導・助言）

学校内外で発生する事件事故に伴って生じる児童生徒や保護者等の精神的な不安や悩みへの対応、学校・学級としての対応などに関して、初期対応や長期的展望に立った対応の仕方等の専門的な指導・助言を行う。

### (6) 課題

- ・カウンセラーの専門性の向上を図るために、実態に即した専門研修のあり方を検討していくこと。
- ・現在のカウンセラーの年代別構成をみると、年配層が多いことから、若手カウンセラーの人材育成を行っていくこと
- ・「小中一貫型カウンセラー配置」における、さらなるカウンセラー活用の工夫

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】小学3年生の不登校児への居場所づくりのための活用事例（①）

不登校でひきこもりがちであった小学3年女子は、担任をはじめ、学校の先生とはなかなか話をすることを受け入れられない状態であったが、カウンセラーに信頼を寄せていた。カウンセラーが本児とのかかわりを大切に積み重ねていくことで、ひきこもりがちであった本児が少しずつ心を開いていった。

本児の変化を見守っていたネグレクト傾向がある保護者もカウンセラーとの面談を重ねることができ、保護者は親としてのあるべき方向性をつかんでいくことができた。

本児に対する支援策は、カウンセラーを核として、校内チーム支援体制の方向性を確認していった。校内ケース会議の際には、SSW（スクールソーシャルワーカー）が支援チームに加わり、他機関との協働として、学校と区役所のこども家庭支援課及び保護課との連携を工夫し、家庭を取り巻く環境が一体となることで、保護者の安心感を強めていくことができた。

本児は、適応指導教室（ハートフルスペース）に通うことができ、居場所を広げていくことにつながった。

#### 【事例2】「小中一貫型カウンセラー配置」を活用した事例（⑭）

一般学級に在籍をする小学6年男子は、自分の思い通りにならないことがあると教室から飛び出したり、大声で泣いたり等、気持ちの切り替えが難しい児童であった。

本児が中学年の頃から当該校カウンセラーが関わり、保護者面談を行っていた。カウンセラーの勧めで保護者の了解を得て、情緒障害通級指導教室の担当者に授業参観を通して実態把握を行ってもらい、その都度、参観後、校長を含む関係の教員でケース会議を行っていた。

カウンセラーは保護者との面談の中で、ケース会議での具体的な支援策等を共有し、本児の実態に対する保護者の理解を深めていくことができた。中学校進学を前に、特別支援教育総合相談センターでの教育相談を受け、中学校は本人の希望もあり、個別支援級に入級し、本人の自己肯定感を高める支援に重点をおいた支援を行っていくことになった。

「小中一貫型カウンセラー配置」により、小学校在籍時の状況を把握している同じカウンセラーが中学校でも関わっているため、本人と保護者の安心感につながっている。

#### 【事例3】校内支援検討会のための活用事例（⑯）

横浜市では『子どもの社会的スキル横浜プログラム』（横浜市教育委員会HP参照）を活用した校内支援検討会を推進している。子どもが答えた「アセスメントシート」（質問紙）と教師から見た「学級風土チェック」（学級の分析）の両面を基に、校内教職員で支援検討会を行っている。

校内支援検討会にカウンセラーも参加することで、教職員の目だけではない子どもの実態の捉えや、そこから考え出す個や集団（学級）に対する具体の支援策に幅が出ている。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ○きめ細かな児童生徒支援の実施

平成 27 年度の相談件数は、延べ件である。対前年度比で 10,759 件増となっている。

#### 【参考】相談件数

年度	25年度	26年度	27年度
学校カウンセラー	31,263	39,430	46,355
スクールカウンセラー	52,849	49,872	53,706
計	84,112	89,302	100,061

#### ○「小中一貫型カウンセラー配置」の効果

小学校で相談したカウンセラーに、引き続き進学先の中学校でも相談できることにより、進学時の不安や戸惑いが緩和され、子どもたちや保護者が、より安心感や信頼感をもてるようになる等の効果を上げている。

また、児童支援専任教諭（小学校）、生徒指導専任教諭（中学校）が同じカウンセラーを介して情報を共有することで、小中間の連携の推進が図れている。

#### ○不登校の具体的支援

横浜市では、小中学校において不登校児童生徒の割合（対前年度比 317 人）が増加した。しかし、改善率は対前年度比 3.6 ポイント増と向上している。これは、カウンセラーによる専門性を活かした児童支援・生徒指導専任教諭を核とするチーム支援や関係機関との連携などが有効に機能し、改善率を向上させたと考えられる。

不登校の具体的支援として効果があった取組として、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」が小中学校ともに上位を占めている。

#### 【参考】「指導の結果、登校できるようになった児童生徒」特に効果があった取組（上位 4 つ）

小学校	①登校を促すため、電話をかけたり迎えに行ったりした
	②保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった
	③保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。
	④ <b>スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった ※2</b>
中学校	①家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。
	② <b>スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった ※2</b>
	③保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった
	④教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した。

※1 割合は「複数回答」によるものである。

※2 「スクールカウンセラー」は横浜市においては学校カウンセラーを含む。

### (2) 今後の課題

平成 27 年度の相談件数は増加（対前年度比で 100,061 件増）となっている。これまで以上に子どもや保護者の安心感や信頼感が増し、教職員との連携の推進が図られるような相談体制が必要となっている。そのニーズに応えるべきカウンセラーの配置及び資質の向上が求められている。

# 川崎市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・ いじめや不登校、暴力行為等の未然防止、早期発見、早期解決のために、心理的立場から児童生徒・保護者とかかわり、総合的見地からカウンセリングを行い、必要に応じて保護者や教職員に助言・援助を行う。また、校内の相談体制を充実させるために、専門的知識を生かして教職員に向けて研修や助言を行ったり、校内と他機関をつなぐ役割を果たしたりして、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決を図ることを目的とする。緊急の問題が生じた場合には、早期解決のために、該当校におけるカウンセリング等の調整を行う。

### （2）配置計画上の工夫

- ・ 中学校については、全52校に配置している。平成21年度までは1回8時間、年間35日間の勤務だったが、「回数を増やしてほしい」という要望があり、平成22年度より1回7時間、年間40日間に変更し、勤務日を増やした。高等学校については、全日制、定時制のすべての生徒が利用できるような勤務時間の工夫を行っている。

小学校については、要請に応じて総合教育センターに勤務する学校巡回カウンセラーを派遣している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

小学校	: 要請に応じて派遣（113校）
中学校	: 52校
高等学校	: 5校

#### （1）スクールカウンセラーについて

- ① 財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士 41人
- ② 精神科医
- ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にある者又はあった者

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象にした相談業務に1年以上従事した経験を有する者 6人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象にした相談業務に5年以上従事した経験を有する者
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象にした相談業務に1年以上従事した経験を有する者

#### ※勤務形態について

単独校	52 中学校	(1日7時間40日)
	5 高等学校	(週1日・1回6時間)
巡回校	113 小学校	(要請に応じて) (1教育事務所に配置)

**(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について**

- ・「スクールカウンセラー配置事業設置要綱」に、事業の目的やスクールカウンセラーの活動内容、勤務について定め、年度当初、管理職とスクールカウンセラーに配布している。
- ・前年度の具体的なスクールカウンセラーの活動についてまとめたものは毎年更新し、4月に管理職へ、5月にスクールカウンセラーへ配布し、周知活動を行っている。

**【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について**

**(1) 研修対象**

スクールカウンセラー

**(2) 研修回数(頻度)**

年間4回

**(3) 研修内容**

① 専門家を招いての講演(年間2回)

- ・自死遺族・自死念慮者・未遂者と向き合う活動を通して(平成27年度)
- ・10代20代の生きづらさを抱える女の子への女性による支援活動を通して(平成27年度)

② 他機関等との情報交換(年間2回)

- ・市内の相談機関、フリースクール等、スクールソーシャルワーカーなど(平成27年度)

③ 校内連携についての情報交換(年間1回)

- ・生徒指導担当(毎年)

**(4) 特に効果のあった研修内容**

- ・生徒指導担当との合同研修会では、複数校で各校の連携の様子について情報交換できたので、その後の具体的な活動につなげるきっかけとなった。
- ・他機関との情報交換については、全体だけでなく、小グループに分かれて情報交換を行ったことで、密な情報交換ができた。特にスクールソーシャルワーカーとの合同研修を年間2回に増やしたので、顔の見える関係になってきている。

**(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法**

OSVの設置 有

○活用方法 スクールカウンセラーへの指導・助言、緊急の問題が生じた場合、該当校でのカウンセリング等の調整、スクールカウンセラー配置体制の充実に資する業務

(6) 課題 多くの学校から、配置日数・時間の増加希望が出ているが、財政的に難しい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】小・中学校での虐待に関する活用事例（④）

5月頃、中1で遅刻をするようになった生徒がいて、遅刻の理由を聞いても「何でもありません。これから気を付けます。」と言っていた。もともと口数が少ない生徒で、小学校からは家庭が複雑という申し送りがあった。もともと自分の気持ちを表現するのが苦手な生徒であったが、担任が今までにも増して表情が暗いと担任が心配して、スクールカウンセラーを紹介した。スクールカウンセラーとの面接では、本人から、継母がいいと言うまで家を出られないなど、継母との関係が悪く、家に帰りたくないという思いが語られた。その後、2週に1回のペースでスクールカウンセラーと本人の相談が継続され、その中では、生きていくことへの失望感も話すようになったため、担任とスクールカウンセラーとの間で、家庭への介入について検討を始めた。その後、保育園に通う弟が暴力を受けていることもわかったため、保育園、児童相談所とも連携し、スクールカウンセラーも参加してケース会議等を何度か実施し、児童相談所の一時保護につなげた。

#### 【事例2】小中連携での活用事例（②）

保護者からの依頼があり、学校の要請で学校巡回カウンセラーを派遣し、母親との面接を行った。主訴は、小6の子供が家庭でイライラしており困っているということだった。母親は精神的に不安定になっており、母親の支援も必要であった。カウンセラーとしては、子供の発達面からのアセスメントや、それに基づく支援が必要だと考え、そのことについては担任も同じ考えであったが、母親の発達に関する受け入れは難しい状態で、あくまでも家族関係についての相談となっていた。小学校卒業も近くなり、母親は中学校入学についても不安が高まってきたため、母親の了解を得て、カウンセラーは中学校のスクールカウンセラーと連絡を取り合い、母親がいつでも相談できるようにつなげた。その際、スムーズに中学校生活や母親とスクールカウンセラーとの相談が始められるよう、小学校で見立てたカウンセラーの見立てについても情報提供を行った。

#### 【事例3】ストレスマネジメントのための活用事例（②）

- ・対象 中学1、3年生
- ・時間 1クラスずつ10分間
- ・内容 リラックス体操

1年は疲れのたまる5～6月に、3年は受験前で疲れがたまっていて、受験の面接対策として10～11月に実施した。

養護教諭と相談しながら計画を立て、二人で朝読書の時間に各クラスを回って、呼吸法と筋弛緩法を行った。

生徒はしっかり取り組んでいた。

- ・結果 この体験を通してスクールカウンセラーを知り、その後、相談室に来室した生徒が数名いた。また、テスト前に行う生徒の姿も見られ、普段の生活に取り入れている生徒もいた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### これまでの成果

児童生徒、保護者への相談体制が確立したとともに、教職員や他機関との連携もスムーズに行われることで、より適切な支援につながっている。また、出前授業、教職員向け研修、初任者研修、保護者向け研修、地域向け研修、相談室保護者の会開催、校内の各種会議等への参加、悉皆面接等、問題行動の未然防止に向けて、相談以外の活動が増えている。

#### ◇小学校から高等学校の相談実績（平成27年度）

相談延べ人数 19,829人

### (2) 今後の課題

- ・配置日数・時間数増加の要望が多く、学校の状況から出ているが、困難な状況である。
- ・スクールカウンセラーの効果的な活用について、ガイドライン等を使って、各学校やスクールカウンセラーへの周知を進めていく必要がある。



# 相模原市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

青少年教育カウンセラーを市内全小・中学校に派遣することで、教育の専門家（教職員）と心理の専門家（青少年教育カウンセラー）が互いの専門性を尊重し、連携しながら、複雑化・多様化する児童・生徒の当面する課題の解決と健やかな成長に向けての支援の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小学校には週1回、（一部の小規模校には隔週）中学校には週1回～2回（一部の小規模校には隔週）学校規模や不登校数・問題行動の状況などに応じて配置している。

また、中学校区の小・中学校に同一のカウンセラーを置く、小・中連携型配置を基本としている。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### 配置

小学校：72校

中学校：37校

相談指導教室（適応指導教室）：4箇所

#### 資格

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 55人

②精神科医 0人

③大学教授 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 1人

③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

#### 勤務形態

単独校 13中学校 週1回

20中学校 週2回

3中学校 隔週

64小学校 週1回

7小学校 隔週

全て1回7.5時間

1小学校：週1回午前のみ、1中学校：週1回午後のみ 1回4時間

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

青少年教育カウンセラー63名

### (2) 研修回数(頻度)

- ①新任者研修 年度始めに2回
- ②臨床心理研修 年間4回
- ③精神医学研修 年間1回
- ④精神科医が加わるケースカンファレンス 年間5回

### (3) 研修内容

#### ①新任者研修

- 「青少年相談センター」の業務(全体)及び青少年教育カウンセラーの業務全般について
- 市内視察研修 (市内の相談室、相談指導教室等の視察)

- ②臨床心理研修会 武蔵野大学教授 藤森和美先生 講義「学校緊急支援の取り組み方」  
筑波大学教授 大六一志先生 講義「誰のためのWISC?—問題と検査結果と支援の関係を理解する—」
- 大正大学 青木聡教授 } 2ケースの  
花クリニック 田中千穂子先生 } 事例検討を行った。

- ③精神医学研修会 北里大学医学部精神神経科学 相模原市寄附講座  
(地域児童精神科医療学) 特任講師 井上 勝夫 先生  
講義「教育カウンセラーのための児童精神医学」

#### ④精神科医が加わるケースカンファレンス

目的: 医学的治療の必要性について協議したい事例を提供し、精神科医師からの判断助言を受けることでよりの確なケースの見立てやケース運びができるようになる。

講師: ○北里大学東病院副院長 宮岡 等 先生

○北里大学医学部精神神経科学 相模原市寄附講座

(地域児童精神科医療学) 特任講師 井上 勝夫 先生

内容: 事例検討

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 初任者研修 複雑多岐にわたる業務全般について、また市内の関係施設を視察することにより、相模原市全体の(地域ごとの特徴など)状況把握ができた。
- 臨床心理研修会 藤森和美先生 講義「学校緊急支援の取り組み方」  
緊急支援が必要なときに「最悪の事態を想定すること」「安心させながら最悪の事態を考えて対応すること」「いろいろな事態を考えて準備しておくこと」など、この研修を通して、緊急支援について深く考えることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 設置なし

○活用方法

### (6) 課題

相談内容が多岐にわたり複雑化していることから、経験の浅い青少年教育カウンセラーを対象とした相談体制の整備や日常的にカウンセラーをサポートし統括を行う常勤の心理職の配置について検討を進める。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】「性格・行動上の問題」児童のための活用事例 (④⑥⑦⑪)

中学校2年生 女子

家族構成 母、本人、祖母

母親からの虐待が疑われて、つながったケース。

小学校4年の後半ごろから、学校内の問題行動が目立ち、授業中の離席があったり、友達のを盗ってしまったりすることが続いた。5年生になってカウンセラーとの面接につながる。面接の中で、虐待が疑われ、こども家庭相談課にもつながることになった。母親は本人に何度注意しても行動が改善しないことに腹を立て、手をあげたり、家から追い出したり、罰を与えるなどをしてきた。母親も過去に祖父(離別)からの虐待があり、祖母からの情緒的なケアも十分でなかった。母親自身そのような生育歴から情緒的な不安定さがある。母親とカウンセラーの面接が安定してくると虐待も減り、担任との関係も良くなってきた。本人には知能検査を実施し、家庭、学校での支援について母親と検討したり、学校とのコンサルテーションにおいて共有したりすることで、本人の学校生活が落ち着くようになってきた。

中学校への進学において、保護者、本人の了解を得て中学校担当カウンセラーに引継ぎを行った。母親とは上手く連絡が取れず、とぎれとぎれの面接となってしまった。本人とは定期的に面接を行うことができた。その中で常に本人の状況を確認するとともに、こども家庭相談課と情報連携を行った。中学1年3学期に虐待があり、こども家庭相談課から児童相談所が引き継ぐケースとなった。中学2年の1学期に再度虐待があったことから、一時保護となる。一時保護が解除され、2学期から登校しているが、児童相談所が主たる相談機関となることから、カウンセラーの定期的な面接は終了となった(ダブルカウンセリング)。その後は学校において、本人の様子を見守っている。

### 【事例2】「不登校」のための活用事例 (⑭)

中学校1年生 女子

家族構成 父、本人、弟、祖父母

小学校3年生の2学期から登校を本人が拒否し、不登校となったケース。

小学校1年生のときに登校しぶりがあったが、担任やカウンセラーとの関係ができることで改善。小学校2年生では全くしぶることなく登校していた。小学校3年生の1学期に本人より“学校が嫌、勉強が嫌”などと訴えがあった。教室に入らず、別室での対応をしていたが、2学期からは本人が登校を拒否し、不登校になった。小学校4年生もそのまま不登校となる。再度、登校を拒否したときからカウンセラー

と母子ともに面接につながった。本人の背景に幼少期の両親の離婚があり、実母との別れの体験など傷つきの多さから、面接時における祖母との分離が非常に難しかった。面接では本人と祖母との安定した関係作りを目指すとともに、学校とのコンサルテーションを通じて、担任やその他の先生が本人と祖母の状況を理解しつつ対応できるようにするなど環境づくりを行ってきた。祖母と本人の面接が安定してくると、登校も改善しだし、小学校6年生では教室に復帰することができた。本人は中学校生活に対しても前向きになってはいたが、中学校への適応をスムーズにさせるためにも、本人、祖母の了解を得、中学校担当のカウンセラーに引継ぎを行った。さらに、中学校教員にも事前に本人、祖母の状況及び、対応等を共有した。中学校入学後、本人は特に問題なく、登校できている。

### 【事例3】「教職員」のための活用事例 (15)

市内A小学校にて、「保護者とのコミュニケーション」というテーマで校内研修会を実施した。

参加者：管理職を含めた全教職員

ある事例をもとにして、保護者と話をするときのポイント1～6（準備→本題に入る前に→はじめに→聴く→伝える→目指すところは）や誤解やトラブルを生まない伝え方をそれぞれ提示した。その中では具体的なNGワードや誤解やトラブルを生みやすい言い方も提示し、参加した先生方で共有した。また、最後には冒頭の事例に戻り、どのように対応するのかが良かったのかを全参加者で確認した。

実施の効果としては、具体的な言い方や言葉が提示されていたこともあって、先生方が実際に保護者と対応するときに意識して使うことができるようになった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### 【小学校出張相談】

平成27年度の延べ受理件数は31,041件で、前年度より520件(1.7%)増加。

相談対象別では、児童の相談件数が前年度に比べ239件増加。教職員からの相談も296件増加。

相談内容別では、平成27年度も「発達に関する問題」が最も多く、5,454件。次は「コンサルテーション他」についてで、最も相談件数が増加したのは「性格・行動上の問題」で652件増加。「授業観察」は減少しているものの4,926件あり、教職員とカウンセラーが情報を共有し、具体的な支援方法について検討が進められている。

■延べ相談受理件数 単位：人 ( ) : 女子 △ : 減少

相談対象	平成27年度	平成26年度	増減
児童	25,855(9,271)	25,616(9,052)	239(219)
教職員	5,103(3,507)	4,807(3,102)	296(405)
その他	83(54)	98(63)	△15(△9)
合計	31,041(12,832)	30,521(12,217)	520(615)

■主な相談内容別受理状況（延べ相談件数） 単位：人

相談内容	平成 27 年度		平成 26 年度	
	件数	割合%	件数	割合%
発達に関する問題	5,454	17.6	5,134	16.8
コンサルテーション他	5,046	16.3	4,765	15.6
性格・行動上の問題	5,007	16.1	4,355	14.3
授業観察	4,926	15.9	5,017	16.4
ふれあい	3,644	11.7	4,006	13.1
登校しぶり	2,452	7.9	2,392	7.8
その他	4,512	14.5	4,852	16.0
合計	31,041	100.0	30,521	100.0

【中学校出張相談】

平成27年度の延べ相談受理件数は21,162件で、前年度より56件（0.3%）の増加。

相談対象別に見ると生徒の相談件数は、前年度に比べ455件減少。教職員の相談件数は前年度に引き続き増加し、523件の増加。教職員が相談を必要としている。

相談内容別では、前年度に比べ「コンサルテーション他」は546件増加。「不登校」「登校しぶり」「性格・行動上の問題」「授業観察」についても相談件数は増加。それぞれの生徒の特性、課題に焦点をあてた相談が充実してきた。

■延べ相談受理件数 単位：人 （ ）：女子 △：減少

相談対象	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減
生徒	16,847(8,971)	17,302(9,346)	△455(△375)
教職員	4,237(2,504)	3,714(2,067)	523( 437)
その他	78( 55)	90( 63)	△12( △8)
合計	21,162(11,530)	21,106(11,476)	56( 54)

■主な相談内容別受理状況（延べ相談件数） 単位：人

相談内容	平成 27 年度		平成 26 年度	
	件数	割合%	件数	割合%
コンサルテーション他	4,255	20.1	3,709	17.6
不登校	4,211	19.9	4,116	19.5
登校しぶり	3,643	17.2	3,577	16.9
性格・行動上の問題	2,166	10.2	1,731	8.2
授業観察	2,121	10.0	1,853	8.8
発達に関する問題	1,473	7.0	1,761	8.3
ふれあい	1,095	5.2	1,653	7.8
その他	2,198	10.4	2,706	12.9
合計	21,162	100.0	21,106	100.0

○文部科学省の問題行動等調査の結果から カウンセラーの活用

<登校できるようになった児童・生徒に特に効果のあった学校の対応>

	取り組み	小学校				中学校			
		H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
1	不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った。	5	14	11	13	2	10	8	8
2	全ての教師が当該児童生徒にふれあいを多くするなどして学校全体で指導にあたった。	9	12	16	11	5	8	18	12
3	教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった。	4	8	14	14	2	4	7	5
4	養護教諭が専門的に指導にあたった。	4	7	11	12	3	6	8	7
5	スクールカウンセラー、指導員等が専門的に相談にあたった。	12	27	27	21	21	22	23	26
6	友人関係を改善するための指導をおこなった。	7	13	12	16	7	9	12	11
7	教師とのふれあいを多くするなど教師との関係を改善した。	10	18	22	22	9	14	17	16
8	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫をおこなった。	5	8	12	15	8	8	9	6
9	様々な活動場面において本人が意欲をもって活動できる場を用意した。	8	10	17	14	3	7	8	6
10	保健室等特別登校させて指導にあたった。	9	17	20	18	8	14	14	16
11	登校を促すため電話をかけた、迎えに行くなどした。	15	27	32	23	12	18	21	15
12	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。	10	20	22	19	16	17	24	25
13	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	5	19	21	19	9	12	15	14
14	教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった。	10	21	21	20	15	21	23	25
15	病院等の医療機関と連携して指導にあたった。	3	6	3	4	3	6	4	5
16	その他	4	2	2	4	2	3	0	0

(2) 今後の課題

- 経験の浅い青少年教育カウンセラーを対象とした相談体制の整備
- 日常的に青少年教育カウンセラーをサポートし統括を行う常勤の心理職の配置

# 新潟市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

生徒指導上の最重要課題であるいじめ、非行等の問題の解消及び不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

### （2）配置計画上の工夫

- ・各校の実態やこれまでの勤務実績に応じ、新潟市内の小中学校、高等学校には全校配置する。  
\*今年度より、小学校86校に新たにSCを配置するため、中学校区での配置を基本としている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### ① 配置人数

小学校：108校、中学校：56校、中等教育学校：1校、高等学校：2校

#### ② 資格

スクールカウンセラー：臨床心理士 16人、大学教授等 1人

スクールカウンセラーに準ずる者：大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 6人

#### ③ 勤務形態

○原則として、週1回7時間または週2回分割のいずれかで、年間34週で合計最大238時間、勤務する。

○中学校区配置校方式を採用し、学校規模によって単独校区かセット校区か割り振りする。

\*単独校区は1中学校で238時間、セット校区は2中学校区で238時間

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

#### ① ビジョンの策定

- ・ いじめの解消率（%）、不登校発生率（%）

#### ② 周知方法

「新潟市教育ビジョン後期実施計画」の基本施策2「(4)いじめ、不登校への対応」に、成果指標と施策を構成する事業の一つとして記載。新潟市教育ビジョンについては、各学校園に冊子として配付するとともに、新潟市のホームページ上でも公開する。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラー担当教諭

### （2）研修回数

年に2回実施

### （3）研修内容

スクールカウンセラーの資質向上及び学校との協働に関わる研修会の実施

### （4）特に効果のあった研修内容

緊急支援にかかわる講演会

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置はなし

### （6）課題

- ・ スクールカウンセラーの専門性を高めるスーパーバイズのあり方を見直し、実施すること。
- ・ スクールカウンセラーに準ずる者の資質向上研修の実施。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】発達障害に関わる事例（⑪）

##### （1）事例の状況

起立性調節障害との診断で朝の体調がすぐれないことが多いことから、登校を渋りがちで教室に入らず、保健室対応が続いていた小5女子。弟、両親、祖父母と同居。校医を交えたケース検討から、専門病院受診につながり、発達障害と診断され、家族が徐々に本児の特性を受け入れていく中で、小6秋からは教室で過ごすようになった。

##### （2）スクールカウンセラーの関わり

本児登校時、保健室にて作業や会話を介して関わる機会を持ちながら、本児のアセスメントを行った。同時に、本児の対応や家族の理解のなさに困った母親との不定期面接で、母親の傷つきや無力感に寄り添い、母親支援をした。養護教諭、担任等と、本児の見立てや取り巻く環境について情報共有対し、対応協議した。

##### （3）チーム学校としての対応、他機関との協働

元来、身体疾患等でも気になるケースがあるたびに来校され、対応を協議する関係ができていた校医が、本児の主治医であった。本児が、主治医に対し、自分の辛さを学校に伝えてほしいと依頼したことがきっかけとなり、校医、担任、養護教諭、生活指導主任でケース会議が実施され、保護者や家族への働きかけを校医や学校職員で分担し、本児の理解と受け入れが、家族内でも校内でも促進された。

#### 【事例2】万引きを繰り返した児童への対応事例（⑥）

##### （1）事例の状況

小学校低学年に、万引きで専門機関を母子で利用したことがある男子児童。1～2年に1回程度の万引きがあった。大人からは「いい子」と言われるような行動を取りがちで、同学年よりも低学年の子と遊ぶことを好む。ずっと入りたかった野球部に入ることを母親に許され、生き生きと活動するようになり、同学年の児童との関わりは増えていった。

##### （2）スクールカウンセラーの関わり

小4の万引きの際、本児が理解できない、子育てに自信がもてないと、母親が定期的にSCカウンセリング。自身の育ちから自分の子育てを振り返り、本児理解を深めていった。進級を機に中断するが、小5になり再度万引きがあり、カウンセリングを再開すると同時に、母親の、なぜ悪いと分かっていることをするのか知りたいという希望で本児理解のためにSCが会い始める。会う時間が安定的に確保できなかったこと、卒業まで見守ってほしいという本児の希望で、小6の夏に終了。母親のカウンセリングは、卒業まで継続。「なぜ」に対する答えはないと知りつつ求め続け、理解できない面も含めて何とか本児を受け入れようとする母親を支えた。

##### （3）チーム学校としての対応

SCは本児の面接や、授業時、休み時間の様子を観察し、担任や生活指導主任と頻繁に情報交換しながら、見立てを共有、関わり方を検討し、本児の成長を確認していった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

##### ① 活動実績

- ・ 児童生徒へのカウンセリングは延べ3,215人、保護者へのカウンセリングは延べ2,108人。

##### ② 成果

- ・ 「チーム学校」に欠かせない一員として、児童・生徒のいじめ、不登校、問題行動の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を図ることができた。

#### （2）今後の課題

- ・ スクールカウンセラーの力量に差がある。
- ・ 市内すべての学校に配置したことによるカウンセリング時間数の減少。



# 静岡市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

- (1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的  
スクールカウンセラーは専門性を生かして、児童・生徒や保護者が抱える悩み・不安・ストレスを直接和らげるだけでなく、個々の対応の仕方についての助言等を通して、教職員及び教育相談員の対応能力と学校の教育相談機能を高め、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図ることを目的とする。
- (2) 配置・採用計画上の工夫
- ・希望調査を実施して、学校並びにスクールカウンセラーの希望に添った配置を行う。
  - ・可能な限り、中学校区内の小中学校に同じスクールカウンセラーを配置する。
  - ・小規模の小中学校に対しては要請に応じてスクールカウンセラーを派遣する。
- (3) 配置人数・資格・主な勤務形態
- <配置校数>
- 小学校： 69校      中学校： 38校      高等学校： 2校
- <資格・人数>
- ・スクールカウンセラーについて
- ①臨床心理士 18人
- ・スクールカウンセラーに準ずる者について
- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 16人
- <勤務形態>
- |     |       |             |
|-----|-------|-------------|
| 配置校 | 9中学校  | (週1日・1回8時間) |
|     | 29中学校 | (週1日・1回6時間) |
|     | 69小学校 | (週1日・1回3時間) |
|     | 2高等学校 | (月2日・1回4時間) |
| 要請校 | 5中学校  | (要請に応じて派遣)  |
|     | 17小学校 | (要請に応じて派遣)  |

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象  
スクールカウンセラー、教育相談員、教頭またはコーディネーター担当教員
- (2) 研修回数（頻度）
- ・年3回行われるスクールカウンセリング事業連絡協議会
  - ・新規選任スクールカウンセラーは8月にスーパーバイザーとの面接実施
- (3) 研修内容
- ・事業報告より本事業の成果と課題      ・事例検討      ・講演      ・事例発表      等
- (4) 特に効果のあった研修内容  
医師による講演（医療から見た不登校児童生徒の現状）。  
ひきこもり支援に取り組むセンター相談員による講演（性的マイノリティーの基礎知識、人権 等）。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
- ・月1日、教育委員会に勤務
  - ・面接または電話にて各スクールカウンセラーへのスーパーバイズ実施
  - ・新規選任スクールカウンセラーへのスーパーバイズ実施
- (6) 課題  
年3回の連絡協議会またはスーパーバイズでの研修となるため回数・時間が不足している。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校対応のための活用事例（①⑤⑦⑧⑨）

中学生女子Aは、担任との関係から登校を渋るようになったとのことであったが、担任との面談を続けていく中で家庭内における親子関係のバランスが逆転しており、生活リズムも乱れていることが大きな要因であることが判明した。Aは「生活を立て直したい」との思いを自らもっていたこともあり、保護者と共に登校することは続けていたが教室に入ることはできず、相談室で過ごすことが多かった。保護者は心労から、他者と接触することが困難になりつつある状況だった。

- ・管理職も面談にはかかわり、今までの学校対応についての見直しと今後の支援策について保護者と直接話し合いを行った。その後、支援メンバーとの顔合わせの場も設定し、不安を可能な限り排除するよう努めたため、スクールカウンセラーとの関係も立ち話程度から面談に応じるまでに至った。
- ・保護者と離れることを不安に感じていたAだった。スクールカウンセラーとAは話し合い、Aと保護者が離れる時間を設定し、その時間を利用して保護者との面談を行った。保護者との面談からAの特徴（好きなこと、苦手なこと等）を掴み、現状の生活リズムから広げていくことができるか、家庭と学校とでどのような視点でかかわっていくかを検討した。
- ・保護者の今までの労を労いつつ、これまでの効果的なかかわり方を振り返る場を長期休業中に設定した。今後も家庭と学校は連携していくこと、休業明けに起こりうる事態の予測とその対応策などを確認して、保護者が孤立することのないように配慮した。

#### 【事例2】経済困窮の状況にある世帯のための活用事例（⑬）

登校渋滞のある小学生男子Bは、昼夜逆転の生活リズムとなっていた。身寄りのない土地での生活、親族からの支援も受けられないという生活困窮状態から、保護者も養育に関する意欲が低下している世帯だった。学校が勧めるスクールカウンセラーとの面談に保護者は消極的であったため、当初はアセスメント内容を担任へ伝え、対応について助言していた。担任が傾聴に努め続けた結果、スクールカウンセラーとの繋がりができ、カウンセリングが始まった。現状に至るまでの苦労、暴れるBにどのように接したらよいか苦悩する心情を保護者は吐露していった。Bとも面談を行う中で社会性の未熟さが見えてきたため、心の傷つきへのケアを行うとともに、担任や養護教諭に専門的観点からのアセスメント結果を伝え、学級経営上、留意するよう伝えた。

また、保護者の経済面に関する支援ニーズに応じるため、スクールソーシャルワーカーにも繋げることが適切と判断し、連携を図った。その後、保護者とスクールソーシャルワーカーが面接を行い、母子寡婦福祉会との繋ぎもでき、就労に至った。

#### 【事例3】対人関係スキルアップのための活用事例（⑯）

C中学校は複数の小学校からの入学する地域にある。生徒の傾向としては、他者を意識するあまり、自由に表現できない生徒や集団行動を上手に営むことが苦手な生徒がいることが課題として挙げられていた。

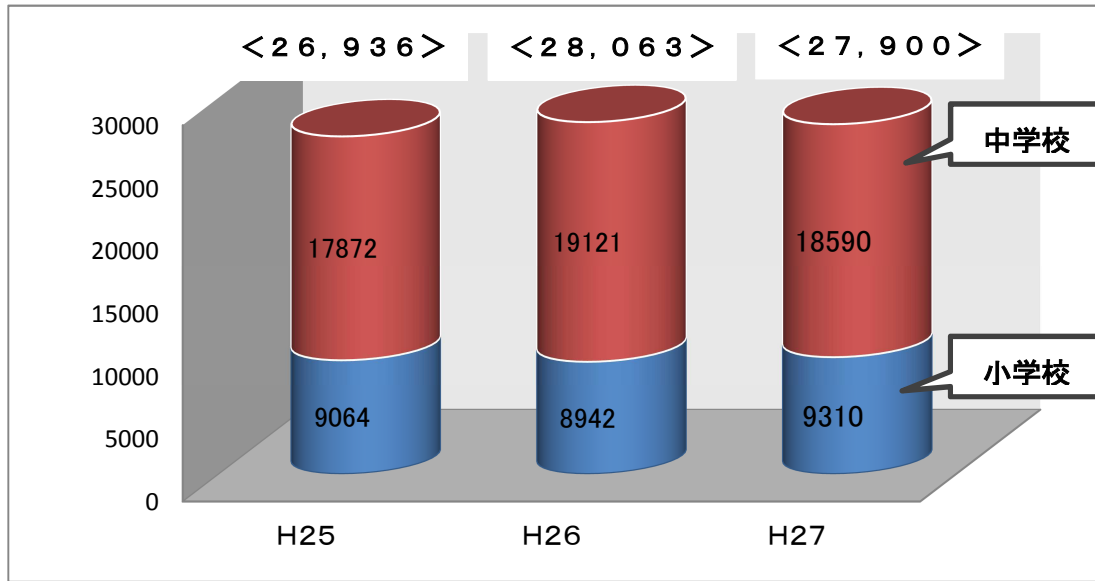
そうした状況に対応すべく、養護教諭からスクールカウンセラーに依頼があり、学校保健委員会の場を活用しながらソーシャルスキルトレーニングを全生徒対象として実施することになった。内容についてはスクールカウンセラーが提案し、資料作成やモデリングの指導などを養護教諭と連携して取り組んだ。各クラスで決めたテーマに基づいたプログラムは当初1週間の予定だったが、担任らから実施期間延長の要望があり2週間実施することになった。実施に際しては各自で記録をとり、その集計結果は全校集会で保健委員会が発表した。

その後の振り返りでは、生徒は日常の他者へのかかわり方を見つめ直し、相手の立場やその場面毎の心情に配慮したかかわり方への意識が高まり、教員は学級経営に生かす意識の高まりと共に、日常における自らの生徒に対する言動について留意するようになったことが効果として挙げられる。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

<スクールカウンセラー相談件数>



小・中学校における相談件数は平成25年度26,936件であったが、27年度27,900件となっている。児童生徒数が減少傾向にある中、この2年間において964件増加した。児童生徒や保護者へ周知され、コーディネーター担当教員が中心となって適切にスクールカウンセラーに繋がられていることが考えられる。

相談件数の中で最も多い相談内容は「学校職員への助言」となっており、25年度の小中学校合計が15,780件であったが、27年度は15,941件となり161件増加している。スクールカウンセラーは勤務日が限られているが、組織的な支援体制を整えるために校内連絡会などで学校職員へのコンサルテーションが行われている。学校職員は専門家から知見を得たり、連携して支援にあたりることが定着してきていると考えられる。

また、「児童生徒との相談」「保護者との相談」、「学校職員への助言」、「児童生徒への啓発活動」を行った結果、約78.8%の割合で効果があったとスクールカウンセラーは回答している。一度のカウンセリングや助言で全てが解消されるわけではないが、児童生徒や保護者が抱える悩みや不安の一部が解消したり、教職員が把握できていなかった児童生徒の状況を知ったりすることができることは、その後の支援体制をより適したものにしていくなかで重要であると言え、今後もこの事業は必要不可欠となっている。

<評価方法>

①業務実績簿（毎月提出）において、以下の8項目についての件数とその効果について集約。

- ・教育相談員への助言
- ・学校職員への助言
- ・児童生徒との相談
- ・保護者との相談
- ・集会等における児童生徒への啓発
- ・教職員の研修における指導及び助言
- ・配置時間について
- ・地域、民生委員などへの助言
- ・学校における事故、事件への対応

②スクールカウンセラー、教育相談員、配置校を対象に調査票を活用しての評価を実施。

- ・校内連絡会が定期的に行われているか。
- ・支援計画を作成しているか。
- ・校内連絡会で教員や教育相談員へのコンサルテーションを行っているか。

### (2) 今後の課題

- ・相談件数の増加、児童生徒や保護者が抱える複雑な悩みに対して適切な支援を行うには、現在の配置時間では不足の状態。配置時間と臨床心理士の割合を増加させることが望まれる。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員を含めた校内連絡会の定期開催。その中で支援計画を作成し、組織的に対応する体制を今以上に充実させること。
- ・未然防止の観点から児童生徒への心理教育、保護者向けの啓蒙教育、学校職員向けの研修の充実。
- ・スクールカウンセラー、教育相談員の資質向上。

# 浜松市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### (1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒対象の心理臨床業務等に関して豊かな知識・経験を有するスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を、浜松市立小中学校及び高等学校に配置することにより、いじめや不登校等の児童生徒の問題行動等に対応することを目的とする。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

臨床心理士等のスクールカウンセラーやスクールカウンセラーに準ずる者としているが、臨床心理士を中心に採用している。

配置は、中学校区が原則として同一のスクールカウンセラーになるように配置をしている。

### (3) 配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### 配置人数

小学校	99人：99校	中学校	48人：48校
高等学校	1人：1校	中等教育学校	：0校
特別支援学校	：0校	教育委員会等	：0箇所

#### 資格

##### スクールカウンセラー

①臨床心理士 44人      ②精神科医 0人      ③大学教授等 0人

##### スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 8人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

#### 勤務形態

単独校	2中学校	(週 1回 ・ 1回4時間程度)	2小学校	(隔週1回 ・ 1回6時間程度)
	1高等学校	(週 1回 ・ 1回5時間程度)		
拠点校	46中学校	(週 1回 ・ 1回4時間程度)		
対象校	97小学校	(隔週1回 ・ 1回6時間程度)		

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ①スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者(スクールカウンセラー全員対象)
- ②新任、2年目のスクールカウンセラー

### (2) 研修回数(頻度)

- ①の研修会 7回/年      ②の研修会 1回/年

### (3) 研修内容

- |                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| ①「スクールカウンセラーとしての心得」  | ①「こころの緊急支援活動について」           |
| ①「1学期の活動を振り返って」      | ①「子どものこころの健康づくりについて」        |
| ①「医療機関との連携について」      | ①「スクールカウンセラーが活用できる社会資源について」 |
| ①「事例検討会」             | ①「本年度の活動を振り返って」             |
| ②「スクールカウンセラーの活動について」 |                             |

### (4) 特に効果のあった研修内容

「スクールカウンセラーとしての心得」「医療機関との連携について」「事例検討会」等が特に黄河があった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- スーパーバイザーの設置 スクールカウンセラーの中で経験豊かなスクールカウンセラーを5人指名
- 活用方法 ブロック内の困った相談はスーパーバイザーに相談する

### (6) 課題

#### 配置時間数の増加

中学校への配置は週1回を基本とし、ほぼ対応できているが、小学校では、月1～2回の配置が多い。カウンセリングの間隔があまりあかないように月2～3回の配置をしていきたい。

## 人材育成・研修

スクールカウンセラー研修会(全員対象)新任スクールカウンセラー研修会(1.2年目スクールカウンセラー対象)を行っているが、内容の充実や参加率を高めたい。また、市の委嘱カウンセラーが減っているので増員を図りたい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】保護者と担任との関係改善のための活用事例(⑧)

担任の対応に不満を持つ不登校生徒の母親とカウンセリングを始めた。母親の抱えている不安と悩みを、担任に伝えるとともに、必要な支援について助言した。

担任もスクールカウンセラーの助言を基に、速やかに保護者や不登校生徒の対応に当たった。

これ以降、保護者との面談の中で担任に対する不満は聞かれなくなったばかりか、連絡物の往還や対応がスムーズに行われるようになった。

また、担任もスクールカウンセラーにクラスの生徒や保護者のことについて聴きに来るようになった。

#### 【事例1】医療と連携のための活用事例(⑫)

昨年度から不登校傾向のみられる児童がいた。母親からの話は職員では理解しがたく、その真偽すら疑いたくなるようなものであり、母親に対し不信感すらあった。

本年度スクールカウンセラーとつながりカウンセリングを受ける中でカウンセラーが話を整理してくれた。結果として「心的外傷後ストレス障害」であることが分った。このような中で、保護者と職員の連携や連絡がスムーズにできるようになった。また、児童保護者もカウンセリングの後、受信を再びするようになった。

#### 【事例3】校内研修のための活用事例(⑮)

夏季の校内研修の講師としてスクールカウンセラーを活用している。各学年から事前に出された生徒1名について簡単な事例検討及び今後の対応について話し合われた。

ある学年の生徒については、職員の見立てとスクールカウンセラーの見立てが違っていた。スクールカウンセラーの専門的な知識に裏付けされた説明に納得した職員は2学期以降のその生徒への対応が変わり、生徒自身も明るくなった。

また、事例検討の中でスクールカウンセラーが話される専門的な内容も職員の新たな知識となった。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

##### ① スクールカウンセラー実態調査(学校用より)

スクールカウンセラーを十分活用できている

よくできている 69.6% できている 25% 少しできていない 4% できていない 1.4%

スクールカウンセラーの配置により相談体制が充実したか

よくできている 73.2% できている 24% 少しできていない 1.4% できていない 1.4%

というように、スクールカウンセラーの配置によりスクールカウンセラーを活用した学校の相談体制の充実が図られていることが、学校への調査でわかった。

##### ② 活用の成果の事例等より

① スクールカウンセラーが専門的知識を活用し、精神的に不安定な生徒と親和的な関係を作ってくれたことにより、生徒が困っている背景等がわかると同時に、スクールカウンセラーからのアドバイスで生徒及び保護者に適切な対応ができるようになった。

② 不登校になった生徒とスクールカウンセラーが積極的に連絡を取ったことによって、生徒はカウンセリングを受けに登校を始め、またその通級指導教室に半日程度通えるまでに改善した。

③ 子供の発達を心配する保護者の相談にスクールカウンセラーが対応した。話を聞いてもらうことで、母親は安心し、子供に対しておおらかな気持ちで接することができるようになった。

など、スクールカウンセラーの専門的知識やスキルにより、職員の児童生徒・保護者への対応のアドバイスや児童生徒・保護者へのカウンセリング等により、相談者が精神的に安心しその後の行動が良い方向に改善されていった。

#### (2) 今後の課題

① スクールカウンセラー(臨床心理士)の十分な人員の確保ができていない。学校に入り専門的知識を基に活動できる力量を持った臨床心理士の人数が足りず、無理して複数校を担当してもらい対応している。また、緊急な事案に対し緊急対応できるカウンセラーを探すのに苦労している。

② スクールカウンセラーを中高等学校には、学校開校日に週1回は配置するだけの時数を確保しているが、

小学校は2週に1回程度となっている。小学校でも時数の増加の希望がでている。中高と同じように週1回の配置にしたいが予算的に足りないのが現状である。

③臨床心理士の資質の向上。すべてのスクールカウンセラーが配置された学校から合格点をもたらしているわけではなく、学校の中での活動がうまくいかないスクールカウンセラーもいる。スクールカウンセラーの資質向上のためのスーパーバイザーの教育委員会への配置とスクールカウンセラーへの研修の充実を図ることが課題である。

# 名古屋市教育委員会 1

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心のケアを丁寧に行うとともに、学校の教育相談体制を充実させ、いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期解決に役立てる。

### （2）配置計画上の工夫

小学校では要望に応じて、140時間（通年）・70時間・30時間の3種類の配置時間数を設けている。

中学校ブロック内の小学校には可能な限り同じスクールカウンセラーを配置し、小中の連携ができるようにしている。特別支援学校の4校には、30時間の配置時間数を設けている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置人数

小学校	: 131校（140時間）	59校（70時間）	71校（30時間）
中学校	: 111校（280時間）		
特別支援学校	: 4校（30時間）		
高等学校	: 15校（280時間）		

#### ※資格

臨床心理士 194人

#### ※勤務形態

小学校140時間配置校	（週1日・1回4時間）または（隔週1日・1回7時間）
小学校70時間・30時間配置校	（随時 ブロック内中学校のSCを派遣）
特別支援学校30時間配置校	（随時 ブロック内中学校または近隣のSCを派遣）
中学校・高等学校	（週1日・1回7時間）または（週2日・1回4時間）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

全スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年2回

1回目：本市スクールカウンセラー1年目・2年目＋希望者対象

2回目：全スクールカウンセラー対象

### (3) 研修内容

スクールカウンセラーの職務／教職員との連携／本市の不登校の現状と対策

子ども適応相談センターの事業内容説明・施設見学／人権／いじめ防止基本方針

学校生活アンケート

等

### (4) 特に効果のあった研修内容

ここ2～3年スクールカウンセラーの配置拡充を進めた結果、経験の少ないスクールカウンセラーが増えているため、教職員との連携については具体的な例を示すことによって、実際の学校での活動に役立ててもらっている。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 無（28年度から設置）

○活用方法

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーによって経験年数の差があるので、同時に研修をするのが難しい。
- ・スクールカウンセラーの人数が増えているので、グループワーク等の形での研修がやりづらい。



### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】自傷行為を繰り返す女子生徒の心のケアにスクールカウンセラーを活用した事例（①⑦）

中学2年生の女子生徒Aは、1年生の頃から、担任不信に陥り、担任の授業だけでなく、他の教科担任の授業でも、受けることができなくなり、何も学習活動をせず、ノートにひたすらイラストを描き続ける毎日を送るようになった。その1年生の終盤から、自傷行為（リストカット）も見られるようになり、保護者にも再三、連絡を取り、自傷行為をやめさせようと努めたが、保護者も学校に対し、批判的であり、理解を示さなかった。

Aの心の乱れはなかなかおさまらず、2年生になってからは、自分と同じ学年で、違反の頭髪・服装をしている男子生徒を引き合いに、「あいつがやっているのだから」と言って、自分までも髪の毛を染め、違反の服装で登校するようになった。担任の先生の言うことが聞けないA母子に対して、学校は、スクールカウンセラー（以下SC）を前面に出して、Aのカウンセリングを第一にしようと心掛けた。はじめのうちはAもSCを受け入れなかったが、SCが辛抱強く、少しずつ少しずつ、Aと接触するようになり、次第に、AがSCと話をするようになった。これは指導という立場でAに対峙するのではなく、Aの心の悩みの受容者として、共感しながらAに接したためではないかと思われる。Aの生活態度や学習態度はすぐにはよくはならなかったものの、SCと話す回数が増えて行くにつれて、Aの自傷行為もなくなり、クラスの中で、落ち着いて過ごせるようになってきた、それと同時に、学校に対しても非協力的だった母親も、態度を軟化させ、母子ともに安定した生活をするようになるようになった。

#### 【事例2】小中連携のための活用事例（⑭）

中学校配置のカウンセラーがブロック内の小学校に行くことで、次年度の中学校入学に際し、配慮が必要な児童について、小6のうちにSCと顔合わせや顔つなぎができる。

小学校5年から不登校気味だった児童は、保護者ととともに継続的にSCに相談していた。中学校入学に向けて、一層不安定になっていたが、相談を中学校の相談室で行い、その際に、さりげなく中学校の養護教諭や教務主任等と顔を合わせる機会をつくった。また、本人や保護者の了解を得た上で、中学校への情報提供も行い、学級編成や担任の配置について配慮をした。

中学校入学後も、休みがちではあるが、養護教諭や担任など、一部の教師とはある程度話をするようになるようになった。

小学校・中学校で同じSCを配置していることで、点ではない線での支援ができた。

#### 【事例3】校内研修における活用事例（⑮）

B中学校では、毎年、夏休みに、SCに講師を依頼し、教員を対象に、生徒の心のケアに関する内容で研修会を行っている。この年は、不登校について、SCが、①不登校生徒の現状、②不登校生徒の特徴や傾向、③不登校生徒への対応、などの資料をプレゼンテーションで提示しながら、わかりやすく説明した。

その後、グループに分かれて、模擬事例検討会を行った。SCはグループを回りながら、教員らの意見を聞き、SCとしての考え方を話したり、具体的な事例を話したりして、不登校への対応について、教員らと知識や情報を共有でき、これまで以上に意識化が図られた。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談によって問題が解消したまたは解消に向かっている割合

校種		児童生徒に係る相談の総件数	解消した件数	解消に向かっている件数	「解消した」または「解消に向かっている」件の割合
小学校	140時間	3615	1271	1786	84.6%
	70時間	1031	319	438	73.4%
	30時間	706	177	380	78.9%
中学校		3474	1322	1483	80.7%
高等学校		531	257	239	93.4%

##### (2) 今後の課題

臨床心理士の確保

スクールカウンセラーの質的向上

# 名古屋市教育委員会 2

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

本市では平成26年度から、いじめ、不登校を始めとする児童生徒が抱える問題への専門的な対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中で、スクールカウンセラーに関しては、心理教育等の観点に基づく、未然防止のための授業や学校生活全般に対する援助、児童生徒に対する相談・カウンセリングを主な目的としている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市内を11のブロックに分け、各ブロックの中学校1校を拠点としてチームを設置している。スクールカウンセラーは1チームに2名を配置。拠点となる学校で常勤的活動を行い、ブロック内の小中学校では要請を受け派遣的に活動を行う。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数 23人

中学校 : 22校

教育委員会等 : 1箇所

○資格

#### （1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 13人

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 5人

○勤務形態 一般任期付職員（常勤）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールカウンセラー23人

### （2）研修回数（頻度）

年40回程度

### （3）研修内容

- ・未然防止の取り組みに関するもの
- ・なごや子ども応援委員会におけるスクールカウンセラーの役割に関するもの
- ・スクールカウンセラーのスキルアップに関するもの
- ・事例検討会 など

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討会

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 無

○活用方法

### （6）課題

対応業務が増加している中で研修内容や研修回数を精査する必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】心理的原因からくる視力低下がおきた児童のための活用事例（④、⑦、⑨、⑩、⑪）

区役所の子ども担当課から女子児童とその姉、および母の支援の依頼が子ども応援委員会に入った。依頼のきっかけは、本児童には登校渋りがあることや、急激な視力低下がおきたことで、視力低下に関しては、眼科で検査したが異常は見つからず、心理的なものが原因ではないかと医師から判断されたとのことであった。

本児童は、幼い頃に両親が父から母へのDVを理由に離婚しており、自身も被虐待児として児相に受理されている。その関係で関わりを持っている子ども担当課職員は、精神的に不安定な母や、母に十分甘えられていない姉のことも心配しており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいる子ども応援委員会につながることが適していると判断したとのことだった。

依頼を受け、学校の関係教職員、子ども応援委員会（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザー）、子ども担当課の職員とでケース会議を開き、支援計画を立てた。本児童と姉は別々のスクールカウンセラーが、それぞれ継続的なプレイセラピーを行うことにした。また、母に対してはスクールソーシャルワーカーが定期的に気持ちを聞く機会を設け、本児童や姉の状況を伝えたりしながら、気持ちの安定を図った。

施設に保護されたこともある本児童は、防衛的で最初はセラピーにも拒否的であったが、母から生活状況を聞き取ったり、その状況を聞いたスクールカウンセラーが興味のあるものを用意したり、姉と同時時間帯に隣の部屋で行うなどの配慮をしたところ、担当スクールカウンセラーにもなじみ、セラピーを行うことができた。

現在も本児童、姉、母親への支援は続いているが、3人とも随分安定した。視力も戻り、行き渋りもなくなっている。

#### 【事例2】問題行動があった生徒のための活用事例（⑦、⑩、⑫、⑭）

親に無断で学校を休んだり、家出をしたりした女子生徒について子ども応援委員会に相談があった。先生に連れてこられる形で本生徒は来室し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと顔合わせした。本生徒は笑顔で会話はするものの、大人に対して心を開かない子であることを感じたため、本生徒に、何かあればいつでも来室して良いことを伝えたが、無理に継続的なカウンセリングは勧めなかった。

本生徒への支援方法を考えるため、スクールソーシャルワーカーとともに母や先生方から話を聞いた。母は、本生徒の行動をよく知ってはいるが、情緒的な関わりを持つことが苦手な人のようだった。また、先生方からは、本生徒が何度か嘘をついてその場をやり過ごすようなことがあったことや、家庭環境の複雑さ、母の厳しさなどについて聞くことができた。

それらの話から本生徒は養育者との受容的な関わりへの乏しさや複雑な家庭環境から大人に対して防衛的になっていると思われた。また、学習はあまり得意ではないが、承認欲求は高いため、中学校生活が苦しくなっていることも想像された。そこでスクールソーシャルワーカーとともに先生方と何度もケース会議を開き、本生徒が大人を信頼できるよう関わり方を工夫したり、学習面の支援も行ったりした。また、校内での声かけも根気よく行った。

本生徒は徐々に話せる大人が増え、現在は学校で元気に過ごす姿が多く見られるようになった。

### 【事例3】ストレスマネジメント授業のための活用事例（⑩）

ブロック内の小学校から、全校児童にストレスマネジメントを中心とした授業を行って欲しい、という依頼が子ども応援委員会に入る。より効果的に行うために1・2年生、3・4年生、5・6年生と2学年ごとに分け、それぞれの年齢に合わせた方法や素材を使い授業を行った。

1・2年生は、怒りのコントロールや人を傷つけずに解決する方法を学ぶことを目的に、スクールカウンセラーらが動物に扮して劇を演じ、授業を行った。3・4年生は、自分の心の状態を見つめて自分を大切にすることを目的に、自分の心を天気为例え描く『こころの天気』というワークを使って授業を行った。5・6年生は、自分の努力していることに気づき、自分を大切にすることを目的に、普段自分がかんばっていることを挙げ、表彰状を自分に送る『自分への表彰状』というワークを使って授業を行った。

3～6年生に行ったふり返りシートでは、ほとんどの児童が授業の意図を理解しつつ、楽しく参加できたと回答していた。どの授業も40分の授業時間内で行ったが、事前に教員との打ち合わせを重ねたことや、児童とコミュニケーションをとってあったことが、授業の効果を上げたと思われる。

## 【4】成果と今後の課題

### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ7,033件、対象となった児童生徒数は実数で1,294人であった。

そのうち、スクールカウンセラーとしては、延べ4,007件、対象となった児童生徒数は実数で764人であった。主な支援内容は、不登校の生徒や保護者への対応、発達障害が原因で友人関係に悩みを抱えるケースへの対応などであった。

### （2）今後の課題

- ・スクールカウンセラー個人の資質向上はもちろん、チームとしてのスクールカウンセラーの動き方についても研修や会議の時間を利用して確認していく必要がある。
- ・ストレスマネジメント等、未然防止の取り組みの充実を図る必要がある。
- ・スクールカウンセラーの具体的な活動や対応について引き続き広く周知していく必要がある。
- ・業務が増加する中でチーム内での円滑な情報共有や対応方針の決定、学校との緊密な連携等が必要になってくる。

# 京都市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、問題行動等、多様化する教育課題の未然防止及び早期発見・早期解決のために、一人一人の子どもの実態を把握し、一人一人の子どもに対応した取組を組織的に展開することが緊急の課題である。またそれに留まらず、全ての子どもが様々な困難を乗り越え、自らの個性を生かしつつ、力強く成長するための取組を推進することが求められている。

こうした現状を踏まえ、心理相談に関して専門的な知識・経験を有する者（臨床心理士等）をスクールカウンセラーとして各学校に配置し、学校の主体的な取組の中で、スクールカウンセラーを機能的に活用し、教育相談体制の充実を図ることを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーの人員確保の点から、小学校については、1人のスクールカウンセラーが2校を隔週で受け持つよう工夫している。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置校数

小学校	: 166校
中学校	: 73校
高等学校	: 11校（定時制2校含む）
総合（特別）支援学校	: 8校（分校1校含む）
教育委員会	: 1箇所

#### ※資格

##### （1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 135人（平成27年4月1日時点） ※全員が臨床心理士

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について：

任用なし

#### ※勤務形態

中学校と高等学校は年間280時間、小学校と総合支援学校は年間70時間又は140時間を基本とし、学校の実情に応じて調整する。

<b>単独校</b>	65中学校	（週1日・1回8時間を基本とする。）
	158小学校	（隔週1日・1回4時間、隔週1日・1回8時間）
	11高等学校（定時制2校含む）	（週1日・1回8時間、6時間又は4時間）
	6総合（特別）支援学校	（週1日・1回4時間又は隔週1日・1回4時間）
<b>拠点校</b>	8中学校	（週1日・1回8時間を基本とする。）
	1総合（特別）支援学校	（週1日・1回4時間）
<b>対象校</b>	8小学校	※8小学校は小中連携として配置。
	1総合（特別）支援学校（分校1校）	
<b>巡回校</b>	1箇所	※教育委員会に配置し、必要に応じ随時派遣している。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年3回

### (3) 研修内容

生徒指導，教育相談をはじめとする学校教育活動の一層の充実を目指し，教育における重要課題等についての講義を実施するとともに，スクールカウンセラーとして活動してきたそれぞれの成果と課題を踏まえ，教職員へのコンサルテーション，教育相談体制の確立，コーディネーターとの連携，情報共有と守秘義務などの重要なテーマについて情報を交換及び協議を行うことで，資質向上を図る。

〔平成27年度 実施内容〕

第1回：講演 「いじめへの対応と予防について」

第2回：分散会（学校での取組状況を踏まえた，小グループによる情報交換及び協議）

①勤務校での成果と課題

②コーディネーター等教職員との連携の工夫

③課題の未然防止に関する取組み

④いじめ対策にかかるスクールカウンセラーの役割 等

第3回：講義 「薬物乱用の現状と防止について」

### (4) 特に効果のあった研修内容

講演「いじめへの対応と予防について」

いじめの発生する構造等に対する理解が深まり，いじめへの対応や予防に向けて，スクールカウンセラーとしての役割を発揮するための知識の構築に繋がった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置

設置有り（5人）

#### ○活用方法

地域ごとに担当を定め，必要に応じ，円滑に職務を遂行できるための助言を行うとともに，学校における諸課題についてのアドバイスやコンサルテーションを行う。

### (6) 課題

京都市スクールカウンセラーは他の職も兼務しており，全員参加できる日を設定することが難しい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】発達障害等の子どもへの支援に対する活用事例（⑪）

発達に偏りが見られる小学校女子児童。意に反することがあると攻撃的になってしまう。スクールカウンセラーは保護者面接を通じ、保護者の心情を支えるとともに、子どもへの理解を深めるよう努めた。また、教員とは発達特性等の見立てを共有した。結果、児童と教員との信頼関係ができるとともに、保護者と学校の足並みが揃い、スムーズな学校生活を実現できた。

#### 【事例2】小中連携による活用事例（⑭）

不登校の中学校男子生徒について、小学校、中学校双方の教員やスクールカウンセラーによるケース会議を実施した。そこで、それぞれの関係者が持っている情報を出し合ったことで、見立てと今後の方針を共通理解することができた。結果、担任が安心して生徒や保護者に関わることができるようになるとともに、学校全体でサポートする体制が構築されたことにより、生徒と保護者が今後のことについて前向きに考えることができるようになった。

#### 【事例3】学校組織、教育相談体制構築のための活用事例（⑮）

スクールカウンセラーが講師となり、生徒同士のトラブルや保護者への対応についての研修を実施した。架空事例をもとに、教員同士でロールプレイを行ったことで、生徒や保護者の感じ方が教員のそれとは大きく異なることについて実感することができた。またスクールカウンセラーが解説を加えることで、よりよい教員の対応のあり方について理解を深めることができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒、保護者に対するカウンセリングのほか、教職員に対するコンサルテーションや研修の実施等により、いじめや不登校、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に向けて学校の教育相談体制の構築に繋がった。

本市では、不登校児童生徒の人数及び在籍率を指標とした事務評価を実施しており、平成27年度はその数値が前年度に比べ微増したことから、研修等を見直すなど、学校の教育相談体制の充実に向けて取組を進めている。

#### （2）今後の課題

財政状況により、スクールカウンセラーの配置時間の拡充が難しく、勤務日・配置時間が限られることから、児童生徒の問題の状況に応じた柔軟な対応がしにくい状況にある。

また、スクールカウンセラーの資質や経験に違いがみられ、その資質の向上が課題である。



# 大阪市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや、不登校等、学校教育をめぐる様々な問題の対応においては、子どもたちの心のケアが重要な課題となっている。このため、カウンセリングの専門家である臨床心理士をスクールカウンセラーとして学校に配置し、「いじめ」「不登校」問題等を中心に、子どもたちや保護者の悩みの相談や教職員の指導上の相談にあたることを、主な目的にする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

本市では、平成8年度よりいじめや不登校等の問題の解決のために、スクールカウンセラー事業を始めており、平成21年度には大阪市の全公立中学校に配置した。また、小学校から中学校へ進学する時期に不登校が急増することや、中学校での相談が1日の相談可能件数を超えることが本市の課題の1つとなっているため、一部の中学校において配置日数を週2日とし、そのうち1日は小学校への派遣を実施・拡充している。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態

#### ○配置数

小学校 162校（※注）・中学校 130校

（※注）小学校は拠点校配置方式により、中学校を拠点校として週1日配置日数を増加し、校区の小学校へ派遣。

#### ○資格

・スクールカウンセラーについて

①臨床心理士：134人

・スクールカウンセラーに準ずる者について

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者：1人

#### ○勤務形態

・単独校 65 中学校（週1日・1回6時間）

・拠点校 65 中学校・対象校 162 小学校（週2日・1回6時間）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

#### ○主な内容

・相談室での個別カウンセリング（市内在住の幼児～高校生とその保護者）

・子どもに対する休み時間の相談・声かけなどの日常的な相談活動

・保護者の養育上の悩みや不安に対する助言・援助・情報提供活動

・保護者等を対象にした講演会等での子ども理解の促進

・教職員を対象にした研修会等でのカウンセリングについての理解の促進

・教職員への指導上の助言・援助・情報提供活動

・子どもの問題行動の解決に向けての教職員との連携

・教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修や、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法などに資する教育プログラムの実施。

#### ○周知方法

全スクールカウンセラーを対象とした連絡協議会を4月初めに実施し事業内容の説明を行うとともに、全市立中学校長及び関係小学校長宛にスクールカウンセラーの活動に関わる事務連絡を発送し周知をしている。また全市立学校園に対して保護者宛文書を配信し、スクールカウンセラーの活動の周知に努めている。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

大阪市スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年 14 回

### (3) 研修内容

回数	実施日	時 間	研修内容	備 考
1	4月6日	10:00-12:00	連絡協議会(1)	
2	5月22日	18:30-21:00	事例研究(1)	
3	6月19日	18:30-21:00	事例研究(2)	
4	6月25日	18:30-21:00	地域別研修 1・2ブロック	北区・福島区・此花区 都島区・旭区・城東区・鶴見区
5	6月29日	18:30-21:00	地域別研修 3・4ブロック	中央区・西区・港区・大正区 西淀川区・淀川区・東淀川区
6	7月2日	18:30-21:00	地域別研修 5・6ブロック	東成区・生野区 東住吉区・平野区
7	7月28日	18:30-21:00	小学校担当者研修	
8	8月6日	18:30-21:00	地域別研修 7・8ブロック	住之江区・住吉区・西成区 浪速区・天王寺区・阿倍野区
9	9月11日	18:30-21:00	事例研究(3)	
10	10月14日	18:30-21:00	事例研究(4)	
11	11月13日	18:30-21:00	事例研究(5)	
12	1月29日	18:30-21:00	事例研究(6)	
13	2月10日	15:00-17:00	連絡協議会(2)	
14	2月26日	18:30-21:00	事例研究(7)	

### (4) 特に効果のあった研修内容

#### ○事例研究（年間7回）

毎回1名のスクールカウンセラーが実践事例を報告し、約15名が協議を行う。毎回スーパーバイザーが参加し、事例提供者の実践内容及び個々の参加者の発表に対して指導助言を行うことで、参加したスクールカウンセラー全員が、今後のカウンセリングに生かすことができる。

#### ○地域別研修（年間4回）

大阪市内を近隣地域別に分け、情報交換を中心に協議を行う。前半は各区のスクールカウンセラーで地域の情報交換を中心にグループディスカッションを行い、後半は全体でシェアリングを行う。毎回スーパーバイザーが協議内容に関して指導助言を行うことで、単なる情報交換で終わることなく、カウンセラーの資質向上につながる。

また、通常の業務ではなかなか難しい、スクールカウンセラー間の「横のつながり」を持つきっかけとなり、新採用のスクールカウンセラーにとっても、その点で特に貴重な場となっている。

#### ○小学校担当者研修（年間1回）

小学校担当者全員を対象に、情報交換を中心に協議を行う。前半は事前アンケートに基づいたテーマを設定して講義を行う。平成27年度は発達障がいに関する講義を担当指導主事が行った。後半は、小学校派遣業務に関する情報交換や、講義テーマに関してグループディスカッションを行い、全体でシェアリングを行

う。スーパーバイザーが協議内容に関して指導助言を行うことで、テーマに関する理解だけではなく、小学校派遣独自の課題や問題点に関して、解決方法や改善に向けて有効な方策について示唆をもらうことができる点において、貴重な場となっている。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有（2名）

○活用方法：スクールカウンセラー研修での指導助言・希望者に対する個別のスーパービジョン

#### (6) 課題

多様化する相談に対して適切に対応できるよう、アンケートの結果等を基に研修テーマの検討が今後必要である。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】中学校における不登校での活用事例（①⑦⑨）

家庭に母親の異性友人が同居するようになって以来、不登校になった生徒の事例。生徒は体調を崩した後、松葉杖が必要な程の膝の痛みを訴え不登校となった。

スクールカウンセラーとの面談を開始し、カウンセリングルームのみ登校するようになった。継続して面談を実施することで、現在の不満や悩みなど、苦手だった感情表現ができるようになり、徐々に養護教諭や担任及び部活の顧問の先生とも関係を築いていった。

その後、学年行事の見学や、教室で1日を過ごすことができるようになり、膝の調子も落ち着きつつある。また、母親本人や異性友人への嫌悪感や自身の葛藤について、母親に思いを伝えることができるようになった。現在は母親とのカウンセリングも行っている。

#### 【事例2】配置小中学校における小中連携での活用事例（④⑭）

同じ校区の小中学校に配置されているスクールカウンセラーが、小学校内を巡回中に、児童が「自殺します」と小声で漏らしたため、担任に連絡してスクールカウンセラーがすぐに本人と話した。

面談の中で、本人自身や中学生のきょうだいも母親に暴力を振われていることや友達関係の悩み等を話した。面談での内容を小学校管理職に報告するとともに、小学校管理職の承諾を得て、同日、中学校管理職にも報告した。中学校での確認においても、きょうだいも母親からの暴力があるとのことであった。

このことを受けて、中学校でケース会議が実施され、小中連携や外部機関との連携等について確認された。また、今後の対応について、スクールカウンセラーはきょうだいに対する継続カウンセリングの実施が役割としてあてられた。

その後も、カウンセリングを行いながら教員と情報共有を行い、きょうだいへの支援を続けている。

#### 【事例3】中学校における教育プログラムでの活用事例（⑩）

中学校に配置されているスクールカウンセラーが、野球部の生徒と部活動顧問に対して、「リラックス法研修会～緊張をほぐし、自らの力をより発揮できるように～」と題し、教育プログラムを実施した。

研修会では、まずストレスの基礎知識の講義を行い、ストレスの種類（物理的ストレス、化学的ストレス、生理学的ストレス、心理的・社会的ストレス）やストレス反応に関わる要因、ストレスによる体の変化等について伝達した。

次に、ストレス対処法としてリラックス法の体験を行った。予防の重要性を視野に入れ、腹式呼吸法と自律訓練法について説明し、参加者全員で実施した。

最後にアンケートを実施した。その結果、参加者の58%が「とてもわかりやすかった」、42%が「わかりやすかった」と回答した。また、役に立ったと感じた生徒の中から、継続して自律訓練法を学びたいと申し出があったため、今後も小グループでの研修会を実施する予定である。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ○相談件数

主訴	不登校	いじめ	その他
合計件数	1,249	99	3,289
総合計	4,637		

#### ○解決・改善件数

主訴	解決			改善			解決 改善 / 全件数 件数	解決 改善 割合
	不登校	いじめ	その他	不登校	いじめ	その他		
合計件数	182	32	473	405	23	844		
総合計	687			1,272			1,959 / 4,637	42.2%

### (2) 今後の課題

市立中学校の全校配置は平成21年度に達成しているが、小学校派遣は平成22年度より順次導入している。小中連携を進める中、小学校派遣を行っていない中学校区については、小学校での潜在的な相談事案に十分に対応できておらず、中学校に進学後問題が顕在化することになることもある。よって、今後も小学校派遣を拡充し、問題の早期発見・早期解決に繋がるように取り組むことが必要である。

# 堺市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

子どもたちの臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者等をスクールカウンセラーとして学校に配置・派遣し、不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

現在、中学校・高等学校は全校配置されているが、小学校は93校中16校の配置である。小学校16校については3小1中学校区を優先的に、次に生徒指導及び不登校対応に重点的に取り組む小学校へ配置している。

なお、配置されていない学校は、中学校区のスクールカウンセラー配置校に相談等について依頼する。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置人数

小学校	: 16人
中学校	: 43人
高等学校	: 1人

#### ※資格

スクールカウンセラー	
臨床心理士	51人

#### ※勤務形態

単独校	43中学校	(年35回・1回6時間)
	16小学校	(年35回・1回6時間)
	1高等学校	(年35回・1回8時間)

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールカウンセラー配置事業実施要項」に、事業の目的やスクールカウンセラーの活動内容等を定め、周知している。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

- ・区代表のカウンセラーによる研修、打ち合わせ（月1回・1回2時間程度）
- ・全カウンセラー向け自主研修会（年2回・1回2時間程度）

### (3) 研修内容

- ・情報交換や事例検討
- ・スーパーバイザーによる講演

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・学校教育上のカウンセリングについての意見交換やスーパーバイザーのアドバイス等

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置：有（3名配置）

#### ○活用方法

- ・スクールカウンセラーの資質向上に向けたSVによる講演
- ・SVによる助言

### (6) 課題

- ・年2回開催の自主研修会の充実を図る。
- ・カウンセラーの役割や相談体制などについて共通理解をはかり、学校内でのカウンセラーの動きを充実させ、効果的に活用されるようにする。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】発達障害等のための活用事例（⑤⑩）

平成27年6月より、男子との面談を開始

以前より月1回のペースで病院にかかり、診察とカウンセリングを継続している。具体的な診断名はおいていないが、過去のWISC検査等で発達的な偏りを指摘されている。

春に友人とトラブルがあり、保身的行動により周囲から浮いてしまい、保健室や特別支援教室で過ごすようになった。保護者が主治医に相談したところ、「本人の特性からくる行動で、周囲との溝が顕著化しやすくなっているため、学校でSST（ソーシャルスキルトレーニング）をしてもらってはどうか。」と勧められた。保護者・担任・SCで面談を行い、SCが本人とSSTを実施、友人関係等についても話し合うようになった。保護者とも面接を行い情報共有・方針の確認を行っていくこととした。当初は本人との関係を構築することを優先し、プレイセラピー的な関わり・共同作業等で面接の場が本人にとって安心安全で自分を表現できる場となるよう努めた。

担任との連携を密に行い情報を共有した上で、SSTを進めながら、実際に起こった問題を題材に「どうするべきだったか？」といった振り返りを行うようにした。また、本人が起こしそうな問題行動を予想し、予習のSSTを取り入れることで問題行動の未然防止に努めた。このような面談を重ねる中で、周囲を不快にさせる等のトラブルはほとんどなくなった。

#### 【事例2】不登校のための活用事例（①⑤）

平成27年10月より、女子との面談を開始

クラスの雰囲気や理由に、2学期より休みが増え、しだいに登校できなくなった。保護者も不安を抱え、担任に長時間の電話をかける状態が続いた。本人は以前一時期不登校の時期があり、保護者が当時のSSWへ相談し、SCを紹介された。SSWが初回面談時に同席することにより本人もスムーズに面談に参加した。

校内でもケース会議を行い、今後の目標・方針について話し合いが行われた。その中で、登校への働きかけも必要であるということになり、別室登校を本人に勧めた。本人は、時間通りに通学をし、週1回のカウンセリングも受けるようになった。自分の気持ちを表現することが苦手でストレスを抱えていたが、カウンセリングでは徐々に表現できるようになってきた。教室に入る事にはまだ抵抗があるが、テストや行事には参加できるようになった。

#### 【事例3】校内研修のための活用事例（⑬）

中学校における校内夏季研修会

配置のスクールカウンセラーに講師を依頼し、校内夏季研修を実施。

研修内容：『問題行動をとる生徒の事例研修』

各学年から数名の生徒を抽出し生徒理解・対応方法に関し指導・助言を受ける。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラーが年度末に提出する「成果のあった事例報告書」によると、「不登校」についての記載が多くみられ、不登校対応担当者、生徒指導主事と連携を図りながら不登校の解決に向けて組織的な取組ができた。

H27年度のスクールカウンセラー相談件数をみると、不登校に関する相談数は中学校で2427件（全相談数の26.9%）、小学校では1291件（全相談数の20.6%）となっている。

- ・スクールカウンセラーが、生徒指導委員会に出席し情報を共有したり、助言を行ったりすることで、効果的な支援方法を計画し継続的に実施することができ、課題の早期解決につながった。

### (2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラーを効果的に活用できるように、各学校において相談体制の確立や研修が必要である。
- ・スクールカウンセラーの評価システムの構築をはかり、有能な人材を確保していく必要がある。



# 神戸市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあり、他都市では昨今、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案など、子供の生命・身体の安全が損なわれる事案が発生している。また、最近の問題行動等の特徴として子供たちが内面にストレスや不満を抱え込み、抑制できなくなり、衝動的に問題行動を起こしたと思われる事例が多く見られる。そこで、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小中学校等に配置し、子供たちの心の相談に当たることにより、こうした問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

本市では、平成17年度には全中学校にスクールカウンセラーを拠点校配置し、すべての校種に配置している。平成27年度は、スクールカウンセラーを小学校に延べ11名増員し、すべての小・中学校において定期的なカウンセリングを実施している。

心の専門家であるスクールカウンセラーは専門的な視点に立って児童生徒にカウンセリングを行う一方、保護者へのカウンセリングも行っている。また、教職員へアドバイスを行ったり、保護者や地域等の研修会で講師を務めたりしている。なお、各スクールカウンセラーは平成25年度からストレスマネジメントなど心の健康づくりに関する教育プログラムを、児童生徒対象に実施している。また、緊急事態発生時には、各校からの派遣要請や委員会が必要と判断した場合に、スーパーバイザーやスクールカウンセラーの緊急派遣を行っている。

新規スクールカウンセラーの採用については、臨床心理士資格を有し、スクールカウンセラーを志望する者の中から面接により選考している。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数（全市立小中高等・特別支援学校に配置）

小学校	: 164校
中学校	: 82校
高等学校	: 9校
特別支援学校	: 6校
教育委員会等	: 1箇所

○資格

①臨床心理士 94人

○勤務形態について

単独校 44小学校（年間35週、1回あたり8時間以内、計245時間）

82中学校（年間35週、1回あたり8時間以内、計245時間）

9高等学校（年間35週、1回あたり8時間以内、計150時間）

拠点校 59小学校（対象校61校）（年間35週、1回あたり8時間以内、計245時間）

巡回校 6特別支援学校（2名で巡回/年間35週、1回あたり8時間以内、計245時間）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- 神戸市勤務のスーパーバイザー及びスクールカウンセラー
- 管理職又は校内スクールカウンセラー担当者

### (2) 研修回数（頻度）

- 平成27年度 スクールカウンセラー配置校連絡協議会（年間2回）
- スクールカウンセラースーパーバイザー主催による自主研修会（年間3回）

### (3) 研修内容

- 教育委員会所管相談機関の活動について、講演会「効果的な支援のあり方」、事業説明、学校とスクールカウンセラーとの打合せ、スクールカウンセラー引継ぎ会等
- 交換情報、学校アセスメント、今年度の緊急支援総括、教育プログラムについて等

### (4) 特に効果のあった研修内容

- スクールカウンセラー配置校連絡協議会（対象：配置校の管理職又はSC担当とSV、SC）

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：3名
- 活用方法：市内の適応指導教室に配置。不登校の児童生徒に対するカウンセリングに加え、本市に配置しているSCの相談役としても活動を行っている。また、緊急派遣事案対応時には、教育委員会事務局の指示により、アドバイザーとし当該校の支援にあたっている。

### (6) 課題

- カウンセリング専用の相談室の確保が児童生徒の増加等により困難な学校が一部ある。
- スクールカウンセラーが退職等年度末だけでなく年度中でもあり、人材確保が難しい。
- 学校の一員としてのスクールカウンセラーの資質・能力等の向上を図り続けることが必要である。
- 全てのスクールカウンセラーを一同に介する研修会等では、日程の調整が難しい。
- 「チーム学校」の視点からスクールソーシャルワーカーや他の関係機関等との連携を深めるための研修をすすめる必要がある。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】スクールカウンセラーと児童生徒との関係づくり活用事例（⑫）

スクールカウンセラー配置校においては、年度当初の全校生が集まる機会にスクールカウンセラーを紹介するなどして、目的や相談の仕方等を周知している。また、スクールカウンセラーの活動の中には、児童生徒や保護者のために「スクールカウンセラーだより」等のお知らせプリント等を作成して、児童生徒にメッセージを送ったり、心の問題に係る講座を行ったりする取組も見られる。

また、スクールカウンセラーの多くは、時間が許せば気になる児童生徒の授業中の様子を観察したり、昼食時には児童生徒と一緒に食べたりして、児童生徒の状況を直接把握することに努めている。また、相談室を児童生徒に開放する時間を設け、自由に入室できるようにしたり、小規模校においては、全校生と面談する機会をつくるなど、児童生徒との信頼関係の構築に努めている。

平成25年度より従来の相談業務等に加え、心の健康に関する授業を「教育プログラム」として新たに実施し、心の専門家の視点で校内での教育相談活動を推進している。

発達に課題のある保護者からの相談があり、本市特別支援教育課所管の支援センターとの連携により保護者のケア等に当たっている。

## 【事例2】小中連携のための活用事例（⑭）

以下のような活用をすることで連携強化に努めている。

- （1）校区内の小中学校に配置されたスクールカウンセラーの出勤日を学校間で調整し、それぞれの配置校を訪問する機会を設けた。
- （2）授業中や休み時間の様子を観察したり、学校行事等に参加したりすることで、教職員では気づきにくい専門的見地から児童生徒の心身の様子や発達障害等に気づくことができた。これにより特別支援教育課との連携により適切な進路指導につながった。
- （3）中学校区の小中学校スクールカウンセラーと養護教諭等が情報交換を行う機会をつくり小中連携した支援により中1ギャップの軽減につながるよう、小中学校の滑らかな接続への一助となっている。
- （4）中学校区内において、小学校と中学校に同一のスクールカウンセラーを配置することで小学校から中学校への進学に対する不安感の緩和やきょうだい関係の把握による保護者の安心につながっている。

今後もスクールカウンセラーの配置を拡充し、相談の機会を増やすことで、これまで教職員では気づけなかった専門的な視点で子供たちの様子を多角的にとらえる指導につなげたい。今後もスクールカウンセラーが配置校、関係機関、地域等の連携をさらに深めることで、チーム学校としての組織力を高めたい。

## 【事例3】教育プログラムのための活用事例（⑯）

平成27年度は、のべ94校で教育プログラムを実施した。各SCが勤務校の実態に応じて、教職員と協力、工夫しながら教育プログラムを行っている。10～15分で簡単にできるもの、1単位時間を使ったもの、2時間位をかけて行うもの等、形態についても学級・学年単位、学校全体と状況に応じて柔軟に工夫しながら実施した。

中学校3年生を対象にした講話「あがり防止セミナー」では、教員の視点とは違った面から受験前の生徒を支えることにつながった。

今後もより効果的なスクールカウンセラーの活用をすすめるためには、各校の実態を把握し、スクールカウンセラーと子供、保護者、教職員をつなぐコーディネーターの存在が不可欠である。一人でも多く悩みを抱えている子供を支援できるよう各校の実態に応じたスクールカウンセラーの効果的な活用をすすめていきたい。

<昨年度の実践プログラム>

ストレスマネジメント、リフレーミング、アサーショントレーニング・、ソーシャルスキルトレーニング

<具体例>

「ストレスってなに?」「困っている友達の話を聞くととき」「ソーシャルスキルを身につけ自信を持とう」、

「心の健康（ふわふわことばとチクチクことば）」「思春期の心について」「ネット依存予防」

「解決の知恵袋」「あがり防止セミナー」等

## 【4】成果と今後の課題

### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

全国で平成26年度の長期欠席者（30日以上欠席者）のうち、「不登校」を理由とする児童生徒数は、小学校は2万6千人で、前年度より2千人増加、中学校は9万7千人と前年より2千人増加となっており、全国の児童生徒数の約1.21%、約12万人の不登校児童生徒がある。

このような全国の状況の中、神戸市では不登校児童生徒数の割合は小中学校ともに微増に留まっている。これらの成果については、各学校において、教職員が定期的な家庭訪問や適切な登校刺激を行うなど、きめ細かな対応をしているだけでなく、各校でのスクールカウンセラーの活用による学校復帰や未然防止が大きな力となっている。児童生徒、保護者へのスクールカウンセラーの認知も高まり年々相談件数も増加しており、今後も各校の実態に応じたスクールカウンセラーの活用が期待される。

○不登校数と全生徒に対する割合（平成24年度～26年度）

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		不登校数 (人)	全児童生徒数に 対する割合(%)	不登校数 (人)	全児童生徒数に 対する割合(%)	不登校数 (人)	全児童生徒数に 対する割合(%)
小 学 校	神戸市	130	0.17	127	0.16	132	0.17
	兵庫県	777	0.25	827	0.27	820	0.27
	全 国	21,243	0.31	24,175	0.36	25,864	0.39
中 学 校	神戸市	939	2.55	912	2.47	908	2.50
	兵庫県	4,150	2.55	4,231	2.61	4,099	2.57
	全 国	91,446	2.56	95,442	2.69	97,033	2.76

(H26年度はH28年3月確定値より)

○神戸市の主な相談人数（H23～27年度）

	延べ相談人数	児童生徒	保護者	教職員
平成23年度	38,666人	24.9%	22.5%	51.4%
平成24年度	45,038人	25.2%	20.0%	53.2%
平成25年度	54,234人	25.3%	18.8%	54.1%
平成26年度	61,377人	27.5%	18.8%	52.5%
平成27年度	66,345人	28.4%	17.4%	53.0%

(2) 今後の課題

- ・小学校へのSC配置を拡充し、単独配置校を増やすこと、また、小中連携しやすい配置の工夫で、学校における教育相談体制の充実を一層図る。
- ・スクールソーシャルワーカーと連携し、学校だけでは解決困難な子供を取り巻く環境の調整を進める。
- ・教育相談についての広報活動の推進と、学校と相談機関との連携を強化し、教育相談を必要とする子供や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努める。
- ・チーム学校の視点からSSWや他の関係機関、地域との連携を深める。
- ・配置校増加に伴うスクールカウンセラーの人材確保と資質向上への研修のあり方を検討する。
- ・緊急事案発生時、派遣に対応できる数のスクールカウンセラーを確保する。

# 岡山市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中・高等学校に「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、いじめ、暴力行為、不登校等に関する児童生徒及びその保護者のカウンセリングや、教職員への助言及びカウンセリング技法の研修を行い、各学校の総合的な相談体制の充実と指導力の向上を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・岡山市内中学校37校（全校配置）。
- ・岡山市内小学校36校配置。（全中学校区内の小中学校各1校に配置）
- ・中学校区内の小中学校のうち、問題行動、不登校の状況等を総合的に判断して配置校を1校決定する。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ○配置人数

- ・小学校 : 36校
- ・中学校 : 37校
- ・高等学校 : 1校（合計：74校）

#### ○資格

- ①臨床心理士 37人
- ②大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ③大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4人

#### ○勤務形態について

- 単独校 37中学校（週1日・1回3.5時間）
- 36小学校（週1日・1回3.5時間）
- 1高等学校（週1日・1回3.5時間）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

#### 1 各学校の相談体制の充実と指導力の向上

- ・教職員を対象としたカウンセリングや児童理解等に関する研修を年3回以上実施し、教職員の指導力の向上を図る。
- ・スクールカウンセラーによる教職員への直接的な指導、助言及びコンサルテーションを有効に活用し、問題行動や不登校等の早期発見、未然防止を実践する。

#### 2 チームとしての支援を充実させることにより問題の未然防止、早期対応に努める。

- ・ケース会議を開いて支援方針、支援領域、支援スタッフの責任分担を明確にし、それぞれの専門性を生かした支援を充実させる。
- ・不登校児童生徒のフェイスシート（個別支援シート）を教職員がスクールカウンセラーとの協働によって作成することにより、個々の児童生徒の状況を詳細に共有するとともに、支援方針を明らかにすることにより、具体的な支援の充実を図る。

※年度当初のスクールカウンセラー研修会で周知する。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー全員

### (2) 研修回数（頻度）

2回

### (3) 研修内容

- ・今年度の活動方針等の伝達
- ・講演及び子ども相談主事（岡山市SSW）との合同研修会

### (4) 特に効果のあった研修内容

子ども相談主事（岡山市SSW）との合同研修を行うことで、連携が進んだ。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### OSVの設置

スクールカウンセラーのうち、7名をスーパーバイザーに委嘱している。（平成28年度）

#### 〇活用方法

岡山市でのスクールカウンセラーの経験が3年未満の者を中心に、個人やグループでのスーパービジョンを行い、市内の相談体制の充実を図っている。（平成28年度）

### (6) 課題

- ・市内全中学校区に各2名のスクールカウンセラーを配置し、配置のない小学校へのスクールカウンセラーの派遣を可能にしているが十分ではない。
- ・スクールカウンセラーの経験によってニーズが異なるため、また、別の仕事を持っている者が多いため、全員を対象とした研修が行いにくい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】 別室登校支援のための活用事例 （主に①。背景として⑤⑦⑨⑩⑪）

A中学校では、別室登校生徒の支援として、『相談室登校』を行っている。校務分掌にも位置づけられ、学校全体で共通理解して取り組んでいる。学年の教員に加え、生徒の心と体の健康について養護教諭が大きな役割を担うなど、全教職員で支援にあたっている。また、不登校児童生徒支援員（週5日勤務）が毎日相談室でサポートに当たり、スクールカウンセラーも週1日勤務している。

#### ※スクールカウンセラーの対応

生徒および保護者のカウンセリングを行い、教職員に見立てや心理的背景、支援の方向性などについて情報提供しながらコンサルテーションを行い、関わり方の助言をするなど協働して支援にあたった。

相談室登校の生徒には、真面目に頑張りすぎる生徒が多く、友人関係、家族関係の中で傷ついたり、精神的に追いつめられていたりするので、生徒とのふれあいの中で信頼関係を築き、精神的に安心安全な環境の中で、前向きに考えられるよう、悩み相談やストレスマネジメントなどの心理教育を適宜実施した。相談室登校の生徒と毎日接する不登校支援員と、情報交換をして生徒の理解を共有するとともに、支援員自身の悩み相談や助言も行い、また、保護者や担任などの悩みにも寄り添い、助言も行った。

#### ※「チーム学校」としての対応

「チーム学校」の一員として、SCは教職員と情報交換を絶えず行い、コンサルテーションを重ねる中で、生徒の困り感を共有し、生徒の最善の支援につなげるようにした。学校のシステムなどを知るように心がけ、生徒の思いに寄り添い、家族や教職員の思いも尊重することも大事にした。

ケースに応じて、病院や子ども相談主事（岡山市SSW）との連携の必要性などを提言し、生徒を取り巻くリソースについて有効に活用するよう共に考えるようにした。

事例の心理的な見方などをアセスメントし、ストレスマネジメントを取り入れながら、教職員の疲弊感を軽減するように関わった。

校内や保健室で、生徒とふれあうと同時に、養護教諭や他の教職員との交流や情報交換、コンサルテーションをするよう努めた。

#### 【事例2】 不登校の小学校・中学校の姉妹のケースについて連携した事例（①⑨⑭）

（概要）学区内小学校の妹・中学校の姉と姉妹両方の不登校に関わり、小学校と中学校それぞれの教員と連携・助言を行った事例。

昨年度、中学校区の小学校から「不登校で起立性調節障害の診断を受けた高学年の女子児童について、無理をさせないという助言を受けて、学校・家庭で対応をしていたが、不登校傾向が強くなり困っている。」と保護者がSCとの面談を希望した。

SCは面接を2回行い、これまでの経過や母の困り感を聴きつつ、身体面と合わせ、家庭・学校での枠組みづくりや促し方（本人の意向に流されすぎず、主治医からも助言を受けながら、登校刺激を与えながら見通しをもたせて行う）を伝えた。

保護者の了承を得て、面接後には小学校担任とSCが電話で話し、保護者への助言やカウンセラーの見立てを説明している。その後は、不登校状態に改善がみられたとのことで終結した。

今年度になり、昨年度対応していた児童の姉（中学校に在籍）が不登校になった。姉も起立性調節障害の診断を受けていると、中学校の生徒指導主事に情報が伝わった。

SCは姉の担任と、小学校での妹の経過やその時の母親の対応、起立性調節障害の理解について情報共有を

した。

妹は来年度、中学校に入学するので、中学校の管理職とも妹について簡単な情報共有を行っている。

### 【事例3】校内研修による活用事例（⑮）

#### ・研修内容「教育相談の基礎」

目的：教育相談週間に備え、教員が児童の内的理解に努め、また児童と親和関係を深めるための手立てについて講義と演習を通して学ぶ。教育相談のプロセスにおいて児童のもつ悩みや、つまずきについて理解するためのカウンセリングマインドについて学び、さらに理解され安心感を体験した児童に、教員が適切な指導と援助を行うコツについて知る。

実施日：教育相談週間1週間前 放課後 50分程度

対象：校内全教員

実施方法：多目的室にて、講義および、演習形式

具体的内容：スクールカウンセラーにより、学校における教育相談の必要性について、また、実際の教育相談で扱われる内容と特質、教員の果たす援助機能とはどのようなものかについてまとめ、教育相談における教員の役割について講義を行った。これにより教員間で教育相談のあり方について共通理解を図った。続いて、実際の教育相談場面で児童を理解するための話の聴き方（カウンセリングマインド）と、その基本技法及び留意点について講義形式でスクールカウンセラーが示し、その後、実際に教員が演習を行い技術習得と理解を図った。

演習は教員全員が参加のもと、児童・教員・観察役を設け、実際の教育相談場面に近い設定でロールプレイを行った。また話の「聴き方」について振り返り、カウンセリングマインドにおける技法について再確認を行い、教育相談で生かせるカウンセリングマインドの習得を図った。

#### ・研修内容「児童理解の基礎」

目的：「共に成長し合う学級集団づくり」研修の一部として、集団づくりをしていく上で必要となる児童理解の方法と、「人の間で人になる」成長促進的関係のつくり方、つまり集団全体で成長していけるようなソーシャルスキル・トレーニングの考え方を学習し、2学期からの学級づくりに生かす。

実施日：夏休み中 50分程度

対象：校内全教員

実施方法：図書館にて、講義形式

具体的内容：スクールカウンセラーにより、講義形式で以下の内容を行った。まず日常、学校生活の中で、児童から発信される情報やサインの読み取り方とその理解の仕方のポイントについて講義を行った。次に児童個人の理解を基にして、集団生活の中でその個を生かすソーシャルスキル・トレーニングの理論と考え方についてまとめた。そして児童の成長実態に合わせ、低・中・高学年段階ごとに2学期にクラスで培いたいスキルの指導方法とその留意点について、参考例を示した。そして学校全体で、集団づくりのスキルアップを目指すことを確認した。



## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### 1 相談実績

①相談件数		10,778件	(前年度比	36%増)
【内訳】	小学校	5,782件	(前年度比	69%増)
	中学校	4,918件	(前年度比	11%増)
	高校	78件	(前年度比	10%増)

②スクールカウンセラーを活用したケース会議 263件 (前年度比12%増)

③スクールカウンセラーを活用した校内研修 194件 (前年度比4%増)

#### 2 学校の評価

- ①「スクールカウンセラーの配置が不登校や問題行動等の未然防止に効果があった」ととらえている学校の割合 … 76%
- ②「スクールカウンセラーの配置が不登校や問題行動等の早期対応(状況に応じた対応)に効果があった」ととらえている学校の割合 … 89%
- ③「スクールカウンセラーの指導・助言が学校の相談体制の確立や教職員の指導力向上等に効果があった」ととらえている学校の割合 … 92%

### (2) 今後の課題

- ・高い数値から減少に至らない長期欠席・不登校児童生徒数

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	長期欠席児童数	545	604	606
	不登校児童数	179	220	218
中学校	長期欠席生徒数	875	857	870
	不登校生徒数	565	503	533
計	長期欠席児童生徒数	1420	1461	1476
	不登校児童生徒数	744	723	751

(平成27年度は暫定値)

- ・ 問題行動、発達障害、児童虐待等、児童生徒の支援に関する有効な小中連携
- ・ 不登校児童生徒支援員や特別支援教育支援員との効果的な連携
- ・ スクールカウンセラーの専門的な見立てやカウンセリングに関する研修等の実施による教職員のスキルの向上
- ・ スクールカウンセラーの人材確保

# 広島市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応等のために、すべての児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制を整備し、学校における教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

平成13年度から順次、市立中学校を中心にスクールカウンセラーを配置拡充し、平成18年度には全ての市立中・高等学校への配置を完了した。

中学校における不登校やいじめ等の減少に向けては、小学校段階からの早期支援の充実が重要であることから、平成18年度から中学校に配置したスクールカウンセラーを校区内の小学校に計画的に派遣し、小学校における教育相談体制の充実を図っている。

平成23年度からは特別支援学校にもスクールカウンセラーを配置し、すべての市立学校へのスクールカウンセラーの配置が完了した。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※ 配置人数について

小学校	:	140校
中学校	:	62校
高等学校	:	8校
特別支援学校	:	1校

#### ※ 資格について

##### （1）スクールカウンセラーについて：

- ① 臨床心理士（68人）
- ② 精神科医（0人）
- ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者（0人）

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者（7人）
- ② 大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者（0人）
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者（0人）

#### ※ 勤務形態について

単独校	8 高等学校	(週1日・1回8時間)
	1 特別支援学校	(週1日・1回8時間)
拠点校	62 中学校	(週1日・1回8時間)
対象校	140 小学校	(週1日・1回4時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー全員

### (2) 研修回数（頻度）

年2回開催

### (3) 研修内容

活動内容や服務、校内体制への位置づけ方や相談方法、児童生徒、保護者への啓発・広報の方法などについて、スーパーバイザーによる講話やグループ協議等を通して確認し、スクールカウンセラーが複雑化・多様化する児童生徒をめぐる問題に的確に対応できるよう、専門分野に係る力量の向上を図っている。

### (4) 特に効果のあった研修内容

事例を基に、不登校児童生徒への適切な支援を行うためのスクールソーシャルワーカーや関係機関との連携等、「チーム支援」についての研修を実施した。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○ SVの設置

スクールカウンセラー等が直面する課題や事例等について、専門的な見地から助言を受けることができるようにスーパーバイザーを1名配置している。

#### ○ 活用方法

- ① スクールカウンセラー等が円滑に職務を遂行できるための助言
- ② スクールカウンセラー等と学校間の諸課題についてのアドバイスやコンサルテーション
- ③ 新任スクールカウンセラー等への面接
- ④ スクールカウンセラー連絡協議会の研修講師
- ⑤ その他、緊急の問題が発生した学校への支援

### (6) 課題

多様化している課題に適切な指導・助言をするためには、スクールカウンセラーの資質能力の向上を図る必要があるため、臨床心理士会との連携を図りながら、スクールカウンセラーの研修を強化する必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】暴力行為（小学校4生男子）の活用事例（①、⑧、⑩、⑪）

- 児童の課題
  - ・ 暴力行為、授業妨害、授業中の校内徘徊等の問題行動
  - ・ 発達上の課題
  - ・ 学力不振
- 関係機関等  
医療機関
- スクールカウンセラーの活動内容
  - ・ 幼少期に発達障害の診断を受けている当該児童が通院する病院の主治医と学校関係者及びスクールカウンセラーが連携することの必要性を当該児童の保護者に説明し、理解を得る。
  - ・ 学校及びスクールカウンセラーが、当該児童が通院する病院の主治医と連携し、学習面、対人面など、より具体的な支援方法を検討・実施することができる体制を構築する。

#### 【事例2】小中連携（小学校5年生男子）の活用事例（③、⑤、⑪、⑭）

- 児童の課題
  - ・ 暴力行為、授業中の校内徘徊等の問題行動
  - ・ 学力不振
  - ・ 発達上の課題
- 関係機関等  
こども療育センター（児童相談所）
- スクールカウンセラーの活動内容
  - ・ 当該児童及び保護者との定期的な面談活動を実施するとともに、当該児童のこども療育センター（児童相談所）への受診を勧める。
  - ・ 管理職及び学級担任等の学校職員、こども療育センター医師と連携し、当該児童に対する適切な支援等について助言する。
  - ・ 中学校進学時に、事前に中学校職員と連携し、当該児童に対する支援方法等について連携するとともに、中学校進学後も当該児童及び保護者との定期的な面談活動を実施する。

#### 【事例3】校内研修のための活用事例（⑮）

- 演題 子どものストレス反応と支援
- 対象 管理職、教諭、養護教諭、保護者等
- 開催時期 随時
- 研修のねらい 緊急事態発生時の児童生徒に対する対処法について研修する。
- 研修内容
  - ・ 緊急事態発生時における児童生徒の反応について確認する。
  - ・ 緊急事態発生時に特に反応を示しやすい児童生徒の特徴等を確認する。
  - ・ 緊急事態発生時の児童生徒に対する教職員及び保護者等の対処法について確認する。
- 成果
  - ・ 緊急事態発生時の児童生徒の反応・対応について確認していたため、緊急事態発生時に教職員が落ち着いて児童・生徒にかかわることができた。
  - ・ 保護者からの相談に対しても教職員は適切に対応することができたとともに、必要に応じてスクールカウンセラーにつなげることができた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 教職員にとっては、校内研修会等でスクールカウンセラーから指導・助言を受けることで児童生徒理解が深まり、児童生徒に効果的な支援ができるようになってきている。
- 児童生徒にとっては、スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングを受けることで、精神的な安定が図られ、意欲的に生活ができるようになっていたり、不登校傾向の児童生徒を支援するために校内に設置した「ふれあいひろば」や教室に登校できるようになっていたりしている。
- 保護者にとっては、子どもへの理解や接し方等の助言がスクールカウンセラーから得られることで、安心感が増し、子どもへの適切な声かけ等が行えるようになってきている。

#### スクールカウンセラー相談件数（平成24年度～27年度）

<小学校・中学校・高等学校・特別支援学校>

(単位：件)

24年度				25年度				26年度				27年度			
児童生徒	保護者	教職員等	合計	児童生徒	保護者	教職員等	合計	児童生徒	保護者	教職員等	合計	児童生徒	保護者	教職員等	合計
5,859	5,103	11,541	22,503	8,599	6,755	17,592	32,946	7,953	6,743	18,970	33,666	8,222	7,012	17,619	32,853

### (2) 今後の課題

多様化している課題に応じた適切な指導・助言を行うため、スクールカウンセラーの資質・能力をより一層向上させるための体制を構築する必要がある。そのため、臨床心理士会との連携を図りながら、スクールカウンセラーの研修を充実させるとともに、スーパーバイザーによる個別事案への指導・助言体制を整える。

# 北九州市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### (1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- いじめや不登校等、児童生徒の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。
- このため、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして各校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決に資する。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

- 平成16年度より、全市立中学校にスクールカウンセラーを配置している。今後も、文部科学省の動向を視野に入れて配置する。
- 拠点校方式とし、中学校から校区の小学校へ派遣する。中学校全62校のうち、50校には時間額嘱託員、12校には月額嘱託員を配置する。

### (3) 配置人数・資格・主な勤務形態

#### ① 配置人数

小学校	: 131校
中学校	: 62校
特別支援学校	: 9校

#### ② 資格

- スクールカウンセラーについて
  - ・ 臨床心理士 66人
  - ・ 精神科医 0人
  - ・ 大学教授等 0人
- スクールカウンセラーに準ずる者について
  - ・ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 8人
  - ・ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人
  - ・ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

#### ③ 勤務形態について

- 時間額嘱託員
  - ・ 中学校50校に、原則週12時間・年33週・年間396時間配置（この中から校区の小学校に基本的に週に4時間程度配置）そのうち、活用頻度が高い10中学校には、原則週4時間・年33週・年間132時間を小学校対象に追加派遣する。
- 月額嘱託員
  - ・ 通年で4名のスクールカウンセラーを各3中学校に配置（計12校）し、校区の小学校へ派遣する。
  - ・ 週4日7.5時間の勤務とし、1中学校に年間396時間を上回るよう勤務する。  
（原則、中学校は、1校あたり年間264時間を、また、小学校は、1校あたり年間66時間を上回るよう勤務する。この時間は、週12時間配置の【時間額嘱託員】より、1中学校に少なくとも29時間多く勤務できることによる。）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年間3回

### (3) 研修内容

- スクールカウンセラー活用事業の実施にあたって
- 本市の問題行動等の状況と生徒指導について
- 人権教育について
- 生涯にわたるメンタルヘルスの基礎（自殺予防教育）について
- 対人スキルアップ研修について
- 学校とスクールカウンセラーとのよりよい連携について
- スクールカウンセラー活用事業の成果と課題について

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 対人スキルアップの研修を行うことで、スクールカウンセラーの専門性を生かした教職員向けの対人スキルアップ研修の質の向上がみられた。
- 本市が作成した教材「だれにでも、こころが苦しいときがあるから・・・」を活用した「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎」（自殺予防教育）の研修をもとに、スクールカウンセラーが教職員に対して研修を行うことにより、教材の有用性をより正確に学校に伝えることができた。学校がこの教材を活用した授業を行うようになってきた。
- それぞれのスクールカウンセラーが各学校で行った取組を情報交換する場を設定したことにより、中学1年生全員と面談をするなどのよい取組が広がってきた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 無

### (6) 課題

- 研修の回数を増やしたいが、増やすと学校を訪問する時間が減ってしまうため実現は難しい。
- 研修した内容を学校にできるだけ早期に還元したいが、配置された各学校の研修日が重なってしまうため、日程調整が難しい場合がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】対人スキルアップ研修のための活用事例（①②⑤⑧）

- スクールカウンセラーによる教職員対象の「対人スキルアップ研修」を実施するとともに、教職員から児童生徒へ対人スキルアップの授業「北九州子どもつながりプログラム（北九州市対人スキルアッププログラム）」を行っている。
- スクールカウンセラーが全校・園で校内研修を実施している。
- 「北九州子どもつながりプログラム（北九州市対人スキルアッププログラム）」の活用
  - ・ 「北九州子どもつながりプログラム（北九州市対人スキルアッププログラム）」のねらい  
児童生徒がコミュニケーション能力を高め、人間関係を調整する能力や技術を身に付ける（自分や友達への気付きや、それをコントロールする方法を学ぶとともに、友達と協力してできる関係をつくる）ことを通して、好ましい人間関係を育み、不登校、いじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止に取り組む。
  - ・ 「北九州子どもつながりプログラム（北九州市対人スキルアッププログラム）」の特徴  
27年度より全市一斉に実施している。プログラムの実施を通して、児童生徒理解や指導の一層の充実を図り日常の指導に生かすことなどをねらっている。小学校一年生から中学校三年生までの9ヶ年を見通したプログラムになっている。市内小・中・特別支援学校で、各学年とも年間6時間程度実施するようにしている。

#### 【事例2】小中連携のための活用事例（⑭）

- 本市では、スクールカウンセラーを中学校（中学校区単位）に配置しており、拠点校である中学校から各小学校にスクールカウンセラーが派遣されている。
- 教員の研修（自殺予防教育や対人スキルアップ）など、中学校校区で実施しており、スクールカウンセラーが小中連携教育の要となっている。
- スクールカウンセラーが中学校校区に派遣されることにより、兄弟・姉妹等の関係から、家庭環境や背景等を把握しやすく、スクールカウンセラーによる教職員への助言も容易にできている。
- また、中学校入学後も、小学校でカウンセリングや授業等で関わってきたスクールカウンセラーが中学校に勤務しているため、児童生徒や保護者も気軽に相談できる体制となっている。

#### 【事例3】自殺予防のための活用事例（⑨）

- 本市が作成した教材「だれにでも、こころが苦しいときがあるから・・・」を活用し、スクールカウンセラーが教職員に対して「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎」（自殺予防教育）について研修を行っている。
- スクールカウンセラーの専門性を生かして教職員に対して校内研修をすすめてきたことにより、教職員が児童生徒に対して、「だれにでも、こころが苦しいときがあるから・・・」を活用した授業を行うようになってきた。



## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- スクールカウンセラーを全小・中・特別支援学校に配置した。
- 教職員・児童生徒・保護者に対するカウンセリングを通して、悩みやいじめの解消等を図った。
- 4名のスクールカウンセラーを月額嘱託員とし、毎月月額嘱託員スクールカウンセラー会議をもち、不登校児童生徒療育キャンプ（ワラビーキャンプ）への関わり方等を検討した。常勤のスクールカウンセラーが、キャンプへ参加することにより、「心の専門家」として不登校児童生徒を支援した。
- カウンセラーの専門性を生かし、児童生徒理解や対人スキルアップの研修を校内研修会等で実施することができた。
- 「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎」（自殺予防教育）について、スクールカウンセラーの専門性を生かした校内研修を全校で行い、教職員の資質向上を図った。
- スクールカウンセラー活用事業連絡会議（年間3回実施）の中で、スクールカウンセラーによる小中連携や校内研修等についての実践発表や情報交換をしながら、各学校の教育相談の充実を図る研修ができた。
- 緊急支援は迅速かつ適切に対応できた。

### (2) 今後の課題

- スクールカウンセラーの存在が認知され、学校、児童生徒、保護者のニーズが増えてきている。それに応えていくために、配置時間を増やしていかなければならない。
- 28年度は6名を月額嘱託員とし、各4中学校、計24校での配置としている。安定かつ迅速な対応をするために、月額嘱託員のスクールカウンセラーを今後さらに増員する必要があるが、勤務条件の整備等の課題がある。
- スクールカウンセラーの不登校児童生徒療育キャンプ（ワラビーキャンプ）等での関わり方については、参加体制や指導員への助言方法等について今後さらに検討する必要がある。

# 福岡市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒や保護者に対するカウンセリングを通して、個々の悩みや問題行動の解決に向けた支援を行う。

### （2）配置計画上の工夫

学校規模等に応じ、配置時間数を加減することにより、効率的な配置を図っている。小学校へは、中学校に配置されているスクールカウンセラーが担当する拠点校方式で対応。

### （3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ・配置人数

中学校67校、高等学校4校、特別支援学校2校

#### ・資格

「スクールカウンセラー」について

① 臨床心理士（財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者）

49人

②精神科医

0人

③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、助教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にある者

0人

「スクールカウンセラーに準ずる者」について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

5人

②大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

0人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

0人

#### ・勤務形態について

単独校 4 高等学校 （週2日・1回4時間）

拠点校 67 中学校 2 特別支援学校

対象校 141 小学校 6 特別支援学校

（週2日・1回4時間）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

・本市の不登校対策として、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心に働きかけて悩みを解決し、不登校の減少につなげる。

・年度当初の事業説明会において、全小中高の校長・副校長・教頭に対してスクールカウンセラー活用事業について説明を行い、周知している。

・リーフレット等を作成し、教職員に対して周知をしている。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー54名

### (2) 研修回数(頻度)

連絡協議会(年間3回)

### (3) 研修内容

- ・スクールカウンセラー活用事業の事務手続き、学校(教頭)とスクールカウンセラーの打合せ
- ・スクールソーシャルワーカーの職務内容と連携
- ・基本的なQ-Uの見方や対応

### (4) 特に効果のあった研修内容

「スクールソーシャルワーカーとの連携による事例報告」や「Q-Uの見方と対応の仕方」

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無

○活用方法

### (6) 課題

- ・中学校での相談件数が多く、小学校からの相談件数の増加に対応しきれていない。
- ・特別支援学校からのスクールカウンセラーの派遣要請があるが、対応できていない。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】特別支援学校高等部2年生 男子 父子家庭での虐待の可能性に関して連携して支援するための活用(④ ⑦ ⑪)

高等部2年時、本生徒から担任教師に「父親に夜殴られる」との話があり、また、遅刻することが度々見られたり泣きながら来たりすることもあったため、担任よりSCへ相談、ケースに関する共有が図られることになった。本生徒の家庭は、本生徒中学3年時、両親の別居によって父子家庭となったが、母親がいなくなって以来、日常生活状況は乱れており、経済的にも困窮している様子が見られた。しかしながら、学校での面談等には父親はよく参加しており、その際には、子育てや家庭の状況について全く困り感を表現することはなかった。

本生徒の発達特性上、「本生徒が現状にどのような負担感を持っているのか」「家庭で実際にどのような子育てが行われているのか」などを、本生徒は十分に説明することが難しく不透明なものが多いため、慎重に対応することが必要であると思われた。また、本生徒は、関わる人物が多くなり様々な言葉で問われると混乱する可能性があること、また、父親に家庭で訊ねられた場合、「隠す」などはできず、対応が難しくなるということが予想されるため、SCは本人とは当面会わず、後方支援の位置づけとした。

SCよりケース会議を提案、管理職、SC、関係教員、スクールソーシャルワーカーとのケース会議を行った。その結果、本生徒の安全確認のため可能な方法で状況を確認するために、SSWが関係機関から家庭状況の情報を入手することや状況の変化、本生徒からの情報、本生徒の様子などの変化に際して、今後留意すべきポイントについて共有した。さらに、別居している母親の位置づけや親権等についてもSSWが動き、今後も密に連絡をとっていくこととした。

数日後、通常の保護者面談日に、担任が「顔合わせ」としてSCを父親に紹介、SCはあいさつと共に子どもについて5~6分言葉を交わした。内容は父親としての子育ての難しさについてSCが投げかけ父親がそれに答える形であったが、父親は非常に丁寧に対応をする様子が確認された。同席していた担任から「子どもとSCの面談について」父親の許可をとった。

その後、SCは本人と面談したが、本生徒が「両親が離婚するかもしれない」と話したため、まもなく始まる学校の長期休暇の対応も含め、急遽SSWと連絡を取り、状況の変化により発生する可能性のある出来

事の共有、及び利用できる社会資源について確認してもらうこととなった。

両親は離婚や親権について争議となったが、本生徒は障害者施設に一時入所し、登校を続けることができた。

その後、本生徒はそのまま施設入所、就労に繋がった。

このケースは、子どもの障害、家庭環境が不安定、保護者の養育力に課題がある場合、子どもの日常の安全と気持ちを丁寧に確認しながら、関係機関と協力して静かに支援をしていったケースである。通常通り担任教師が関わることを前提に、SCを支援の一員として置き、無理のない日常の状況を維持しながら関わりを続けることで、障害のある子どもに負担や攻撃が向かないように配慮をすることが必要である。こういった家庭環境の場合は、その状況が変化した時に、何が起こりうるのか、何をすべきか、どういう社会的資源が利用可能になるのか、事前に知っておくことで、対応に大きなミスが起きにくくなると思われる。また、SSWと事前に検討することで、SSWを窓口に関係機関とのスムーズな連携が期待できると思われる。

このようなケースの場合、子どもの将来も意識して継続的に生活に結びつくことも視野に入れて対応をすることも大切であると思われる。

#### 【事例2】小学6年生男児、発達障害の疑いがあり中学校の受け入れ体制を整えた活用事例（②）

小学5年より対人トラブルや授業妨害等などが見られ、教育相談でSCが関わっていた男子児童。授業観察や児童と保護者の面談、教員のコンサルテーションを継続的に行ってきた。その結果、発達的な課題があることを共通理解でき、家庭も学校も丁寧な対応できるようになった。そして問題行動も減って落ち着いて小学校での生活が送れるようになった。しかし、中学校進学を前にスマートフォンを手に入れたことで、生活リズムの崩壊と不登校傾向が強まり、スマートフォンの取り扱いを巡る保護者との関係が悪化し、中学校での不登校継続の可能性が考えられた。

そこで、保護者と小学校とSCで男児の発達上の特性と対応について再度確認する場を設けた。さらに男児と話し合い、スマートフォン利用のルールを確認し、中学校の入学に向けての気持ちや生活リズムの立て直しを図った。

保護者の了解を得て、SCから中学校の管理職、教員には本児の発達的な特性と小学校での対応を報告した。入学前の小中連絡会でも本児については小学校から詳しい申し送りを受け、中学校での支援について十分検討した。入学当初から、担任が男子生徒と丁寧に関わり信頼関係を築き、家庭と密に連絡を取り家庭訪問を行い、中学校生活をスムーズに始めることができた。

その後小さな問題行動は見られたが、その都度、学年教員とSCで対応を協議し実施した。中学校での男子生徒の頑張りを、月1回の小学校でのSC相談日に伝え、小学校の教員からの直接間接的なエールが男子生徒に届くよう連携に努めた結果、より頑張る姿勢が見られるようになった。

このケースでは、当該児童の発達的な特性と対応を入学前から中学校に十分に伝え、保護者とも共通理解を図ったことで、中学校生活がスムーズに開始でき、その後の生徒対応も的確に行われたため中学校への適応が高まった。

通常学級に在籍していて、一見、わかりにくく誤解を生じやすい発達的な課題を有する生徒は、環境調整と生徒理解の有無で、学校適応にも大きな差が生じることが少なくない。SCが、中学校から毎月定期的に校区の小学校へ相談活動に出向くなかで、専門的な見地から児童の特性を保護者や小学校に伝え理解を深め対応してきたノウハウを、進学に際し中学校に伝え共有した。その結果、中学校側の細やかな受け入れ体制・準備が整い、生徒の不適応を防止することに有効であったと思われる。

【事例3】校内研修（スクールカウンセラー等が、学校の教職員等を行うカウンセリングマインド等に関する研修会①）

拠点校配置における複数の学校での夏期の職員研修会において、「児童期から思春期のこころの動き」「カウンセリングの実態からうかがえる子どもたちのこころと保護者の気持ちについて」「学校における自殺予防について」「発達障害への対応のヒント」などのテーマについて、講師を務めた。

研修担当の教員と事前の打ち合わせを繰り返し行ない、それぞれの学校のニーズと実態に応じた研修となるよう、検討し工夫を重ね、事前の準備をおこなった。

研修会では、パワーポイントやプリントなどの視覚的な教材も使用しつつ、一方的な講義とならないよう、参加型の演習や討論などの時間も作り、なるべく能動的な研修会になるようにした。

その結果、非常に熱心な参加者の姿がみられ、質疑応答の時間はもちろんのこと、休憩時間においても、途切れることのない講師への質問が続いた。

研修の最中においても、講師の問いかけに対しての反応が非常に鋭く、意欲的に学ぶ姿勢が感じられた。特に、カウンセリング技法を教育の現場で活かしていく方法や、発達障害の児童生徒の実態と対応のコツ、自殺予防への視点と対応する際の注意点などのテーマへの関心の高さがうかがえた。

また、「自分自身を知る」という演習などにおいて、自己理解の手がかりを学ぶことで、児童生徒対応における新たな視点と気づきを得られるとともに、教員自身のメンタルヘルスに役立てることへ繋がることと期待されるとの意見を多くいただいた。

今後も、さまざまなテーマについて、臨床心理学的視点に立脚した研修会を行うことにより、教員の視野を広げることになるとともに、保護者や児童生徒へのより適切な支援へと繋がることと期待されると思われる。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラー活用調査より

年度	相談件数（件）	効果※1（％）	研修会（回）	1校当たりの相談件数（件）
H25	25,633	44.8	211	361
H26	25,174	39.3	280	355
H27	25,295	43.3	257	349

(注意) 効果※1 …効果のあった実人数/面接した実人数

- ・小学校への定期的派遣

年度	小学校への派遣数（校）	相談件数（件）
H25	40	2,386
H26	44	2,481
H27	136	6,488

(2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーとの更なる連携
- ・スクールカウンセラーの資質の向上

# 熊本市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動の解決に資することを目的とし、高度な専門的知識、技能に基づいた専門的カウンセリング等による対応を行い、問題解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

拠点校方式・・・市内42中学校のうち、拠点となる中学校21校にスクールカウンセラーを配置し、残り21校を対象中学校として位置づけ、市立全中学校を対象とした。必要に応じて小学校も対象に活動した。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態

・拠点中学校21校に、臨床心理士30人、大学教授等2人の計32人を配置した。

・勤務形態

拠点中学校1校あたり年間210時間（週1～2日・1週あたり6時間×35週）

拠点中学校 年間155時間程度

対象中学校 年間55時間程度

拠点中学校区の小学校の活動時間については、拠点中学校分を含む。拠点中学校区外の小学校の活動時間については、関係小中学校長の協議により時間配分内で時間を確保し実施した。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールカウンセラー、教育委員会事務局スクールカウンセラー担当職員

### （2）研修回数（頻度）

連絡協議会（年間3回）

### （3）研修内容

- ・本市におけるスクールカウンセリング業務の円滑な運営について
- ・小学校長、専門医による講話

### （4）特に効果のあった研修内容

・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの協働による、子どもを取り巻く問題等の解決に向けた方策の協議。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無

○活用方法

### （6）課題

・スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた研修の機会が限られているため、研修の内容の充実を図る必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】家庭環境と心身の健康、保健に課題があった生徒と保護者のための活用事例（⑦⑨）

中学3年生女子生徒。本人が家族関係で悩んでいるということであった。主訴は、母親及び祖父母から心理的虐待を受けているというものであり、本人は担任の教師や学年主任に相談していた。スクールカウンセラーが関わる前は、教員に相談する際、家庭の様子を詳細に書いた長文のメールを送信したり、放課後長時間にわたり話したりするなどの様子が見られた。

本人の訴える内容から、スクールカウンセラーは担任の教師や学年主任と連携し慎重に対応を進めた。スクールカウンセラーが母親と面談したところ、子育てにおいては厳しい面があることは認められたものの、本人が訴えていた虐待と疑われる事実は全くなかった。また、母親の仕事が忙しく、一緒に過ごす時間が少ないことに本人が寂しさを感じており、担任の教師や学年主任に構ってほしいという思いが感じられた。そこで、スクールカウンセラーからは母親に対して、本人とできるだけ関わってほしいことなど家庭環境の改善を図るよう助言を行った。

カウンセリング後、母親が本人と関わる時間を増やすなど関わり方を考えるようになった頃から、担任や学年主任へ相談する回数も随分減ってきた。また、スクールカウンセラーだけでなく養護教諭と保健室で話をする機会を設けるようにした。話ができる相手を増やすことで穏やかに生活できるよう、スクールカウンセラーは引き続き支援を行っている。

#### 【事例2】学級集団との関係から不登校となった生徒のための活用事例（①⑤）

スクールカウンセラーが関わる前は、中学1年女子生徒が不登校となった原因が分からなかった。学校側も生徒本人の気持ちを確認することができず、具体的な関わりができなかった。

スクールカウンセラーと話す中で、学級に入ることができなくなった原因の一端は、本人が学級の雰囲気馴染めないことや男子生徒数名による乱暴な言葉や落ち着きのない様子を気にしていたことが分かった。また、故意ではないが、男子生徒から背中を蹴られたことが分かり、不登校になったときの本人や保護者の気持ちを知ることができた。そこで、本人及び保護者と学年部職員が話し合いを行った。関係生徒が謝罪したことで笑顔が戻り、少しずつ学校に来ることができるようになった。

本人も元気になり、一旦学校に登校できるようにはなったが、依然として欠席は続いている。スクールカウンセラーからのアドバイスで医療機関の受診も続けている。また、スクールカウンセラーの支援もあり、本人及び保護者と学年職員や養護教諭・管理職との連携ができている。今後もカウンセリングだけでなく専門機関との継続した連携を進めていく。

#### 【事例3】校内研修のための活用事例（⑬）

スクールカウンセラーが中学校で「生徒のコミュニケーショントレーニング」というテーマで校内研修の講師を務めた。年度初めであることから、前半はスクールカウンセラーの活用について職員に共通理解を図り、臨床心理士としてだけでなくスクールカウンセラーとしての基本的な姿勢と活動内容の説明を行った。後半はコミュニケーショントレーニングと生徒の気持ちを聴くテクニックとして「傾聴技法」について説明を行った。

年度初めに職員に対してスクールカウンセラーが講師として校内研修を実施したことで、次のような効果があった。

- ①職員のスクールカウンセラーにかかる共通認識が図られた。
- ②職員にスクールカウンセラーの学校組織における位置づけが確認されたことで、組織としての体制づくりが整った。
- ③年度当初の学級経営のスタートに必要なスキルや生徒理解のための手法等を学ぶ機会となった。
- ④職員の生徒理解にかかるスキルの向上が図られるとともに、職員が連携して対応することの重要性が確認できた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本市では平成 24 年度に政令指定都市へと移行するに伴い、国から直接補助を受けて「熊本市スクールカウンセラー配置事業」をスタートし、年々事業を拡充してきた。平成 25 年度には市内全 42 中学校のうち拠点中学校 21 校に 29 人のスクールカウンセラーを配置し、全中学校で定期的にカウンセリングを受けることができる体制が整った。平成 27 年度は、拠点中学校 21 校に 32 人のスクールカウンセラーを配置し、事業を実施した。

#### 【平成 27 年度】

- ・相談人数：児童・生徒 774 人、保護者 476 人、教職員 308 人、その他 24 人、合計 1,582 人
- ・相談件数：児童・生徒 2,102 件、保護者 983 件、教職員 911 件、その他 271 件、  
合計 4,267 件
- ・相談内容：「不登校に関すること」1,092 件、「対人関係に関すること」714 件、  
「健康、心身の問題」599 件、「家族・家庭の問題」400 件
- ・スクールカウンセラーによる職員研修等での活用回数：21 回

スクールカウンセラーの活用により、児童・生徒がカウンセリングを受けることはもちろん、保護者もカウンセリングを受けることで状況が改善したという成果が多く見られた。家庭や学校における対応について専門的な立場での助言により、保護者の安心感へとつながっている。

また、教職員に対して、専門的な立場から対処方法のアドバイスを行うことで、その後の関係機関との連携や支援方法の具体的検討へとつながった。

保護者との連携がとりやすくなり、教職員も安心感をもって対応できるようになった。

### (2) 今後の課題

小中学校において専門的カウンセリングを必要とする児童・生徒が増加しており、スクールカウンセラーへのニーズは年々高まっている。また、児童・生徒や保護者だけでなく、教職員からの相談件数も多い。これらのことから、効果的にカウンセリングを実施できるよう、管理職やスクールカウンセラーを対象とした研修の在り方や内容を検討していく必要がある。また、教職員の教育相談に関する資質向上を図るため、教職員がスクールカウンセラーから相談を進める際に必要な視点や手法を学ぶ研修会等を実施するなど活用の方法を検討していく必要がある。